

令和6年度 （6月）

危機管理マニュアル

～児童の心身の安全を最優先した危機管理のために～



鈴鹿市立愛宕小学校

も く じ

第 1 章 学校における危機管理について

I 学校において想定される危機について	3
II 学校における危機管理の方針	4
III 危機管理のプロセス	4

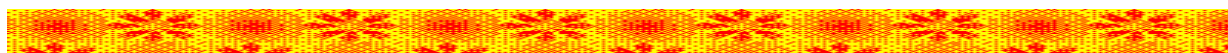
第 2 章 事前の危機管理（生じ得る事件や事故を事前に防止するための予防的措置）

I 点検	5
II 児童の訓練（避難及び対応）	12
III 教職員研修	12
IV 安全教育	12

第 3 章 事故・災害発生時の危機管理

I 事故・災害発生時の対応の基本	
1 基本となる初動	13
2 頭頸部外傷等のけがの対応	14
3 ケガ・病状が軽い（緊急搬送の必要がない）場合の対応	17
II 個別の危機管理	
1 学習活動等における事故	
（1）校内での各教科等の学習中及び休み時間等の事故	23
「組み体操」「器械運動」における事故防止について	
（2）校外での児童事故	24
2 生徒指導上の危機	
（1）交通事故（登下校時）	24
（2）健康に関わる危機	
A インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症（令和 5 年 5 月 8 日より）	24
B 異物混入	25
C 食中毒	27
D 食物アレルギーによるアナフィラキシー	27
E 熱中症	28
（3）生徒指導上の危機（問題行動）	
A 暴力行為	28
B 窃盗（万引き）	29
C 学級崩壊	29
D いじめ，人権侵害等	30
E その他	30
インターネットによる問題行動	
・ 不適切な画像等の閲覧	
・ SNS への問題投稿，不正ログイン（なりすまし）	

3	犯罪	
(1)	不審者	・ ・ ・ ・ 3 1
(2)	連れ去り	・ ・ ・ ・ 3 2
(3)	インターネット犯罪	・ ・ ・ ・ 3 2
(4)	児童虐待	・ ・ ・ ・ 3 3
(5)	テロ・有事	・ ・ ・ ・ 3 3
	弾道ミサイル発射等による J アラート作動時	
4	災害	
(1)	自然災害	
A	地震・津波	・ ・ ・ ・ 3 4
B	台風（風水害）	・ ・ ・ ・ 3 8
C	記録的短時間大雨	・ ・ ・ ・ 3 9
D	雷	・ ・ ・ ・ 3 9
E	大雪	・ ・ ・ ・ 3 9
(2)	火災	・ ・ ・ ・ 4 0
A	初期対応における役割	
B	初期対応の流れ	
C	避難場所	
(3)	勤務時間外の災害への対応について	・ ・ ・ ・ 4 3
A	鈴鹿市災害対策本部及び支部の組織と所管事務	
B	配備体制・非常配備時に行う業務について	
C	被害状況報告について	
5	学校の信頼性を損なう事態	
(1)	教職員の信用失墜につながる行為	・ ・ ・ ・ 4 5
A	ハラスメント（体罰，セクシャルハラスメント）	
B	事故（交通事故，飲酒運転）	
(2)	業務執行における危機	・ ・ ・ ・ 4 5
A	教育課程	
B	通信・H P ・報道	
C	公金管理・会計処理	
D	個人情報保護	
E	接遇	
F	教職員の健康管理	



第4章 事後の危機管理

I	児童の保護者への引き渡し	・ ・ ・ ・ 4 8
II	児童及び保護者の心のケア	・ ・ ・ ・ 4 8
III	教育活動の継続（再開）	・ ・ ・ ・ 4 9
IV	再発防止に向けた取組	・ ・ ・ ・ 5 0

第1章 学校における危機管理について

I 学校において想定される危機について

学校生活においては、以下のように様々な危機（事故や災害）が想定され、それらから児童を守り、安全を最大限に確保していくことが学校の責務である。

大分類	中分類	小分類	危機の例示
学習活動等における事故	校内での活動時	学習活動（各教科） 休み時間、学活 等	体育科，生活科，理科，家庭科等での活動， 実習・実験，運動会
	校外での活動時	総合的な学習，社会科，生活科，特別活動， 校外行事	修学旅行，現場学習等での事故
		社会教育活動	イベント・大会等参加中の事故
生徒指導上の危機	交通事故		登下校中の死傷事故 放課後等の交通事故
	健康に関わる危機	感染症	インフルエンザ・新型コロナウイルス等への集団感染
		異物混入	給食における異物混入
		食中毒	給食等による集団食中毒
		アレルギー	アナフィラキシーショック（アレルギー症状）
		熱中症	夏季（春，秋）の炎天下（室内）での活動
	問題行動	暴力行為	児童間の傷害行為
		窃盗	万引き
		学級崩壊	学級がうまく機能しない状況
		いじめ 人権侵害	いじめに起因する傷害・自殺 差別事象
犯罪	不審者	不審者による痴漢行為，殺傷	
	連れ去り	連れ去り，行方不明	
	インターネット犯罪	I C Tを利用した誹謗中傷	
	児童虐待	体罰，ネグレクト	
	テロ・有事	弾道ミサイル発射等による Jアラート作動時	
災害	自然災害	地震，津波，台風，記録的短時間豪雨，雷，大雪	
	火災	火災	
学校の信頼性を損なう事態	教職員の信用失墜行為	ハラスメント	体罰 セクシャルハラスメント
		健康管理	心身の不調による業務への影響
		事故	交通事故・飲酒運転
	業務執行における危機	教育課程	未履修
		通信・H P ・報道	不適切な情報発信による信用失墜， 情報提供の不足による不信感
		施設設備の管理	施設の保守管理・修繕の不備等に起因する事故
		公金管理・会計処理	学年費等公金の不適切な管理・運用
		個人情報の保護	ウィルス等による個人情報の漏洩，紛失
		接遇	児童，保護者，地域からの誤解を招いたことによる信用失墜
			訪問者，電話等への不親切な対応による信用失墜
健康管理	時間外労働等による健康被害		

Ⅱ 学校における危機管理の方針

1 基本理念

愛宕小学校は、児童のケガを伴う事故や問題行動、犯罪、災害、学校の信頼性を損なう事態を「危機」ととらえます。児童や保護者の安全・安心を最優先に考え、危機発生の未然防止から危機発生時の対応、再発防止からなる「危機管理」を推進していきます。

このために、愛宕小学校教職員一人ひとりが、安全・安心が学校教育活動の前提であることを認識し、日々の職務に取り組んでいきます。

2 基本方針

愛宕小学校では、常に児童や保護者の立場になって考えることを大切にし、「察知する」「備える」「行動する」の3つをキーワードに、職員が一丸となって危機管理に取り組んでいきます。

「察知する」

- ・ 危機に対する感性を磨き、学期ごとの安全点検のみならず、日常の業務においても危機の兆候を積極的に察知していきます。

「備える」

- ・ 危険要因の除去、児童への安全教育や訓練によって、未然防止に努めます。
- ・ 危機発生時に迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備します。
- ・ 研修や訓練を通して、教職員一人ひとりの対応力の向上を図ります。
- ・ 保護者や地域、関係機関等との連携内容や方法を明確にし、学校の安全性を高めます。

「行動する」

- ・ 危機が発生した場合は、児童の生命及び安全を最優先に考え、迅速かつ的確な対応によって、児童への影響を最小限に留めるように努めます。

3 教職員行動方針

- (1) 学校環境や日々の教育活動、業務に潜んでいる問題点や課題を、自身の目だけでなく、児童や保護者、地域の方々との対話や職員同士の情報共有により把握し、危機への備えを行っていきます。
- (2) 自由に意見が言える風通しのよい職場をつくり、問題の発生、発見の際は、直ちに管理職や担当者に報告し、迅速な対応を行います。
- (3) 職員一人ひとりが、危機発生時の自らの役割を常に意識し、迅速かつ的確な対応ができるようにします。
- (4) 事件・事故は突然起こるものであることを自覚し、本マニュアルをいつもで見返すことができるように、手元に置いておきます。

Ⅲ 危機管理のプロセス

本校では、学校における危機管理として、事前の危機管理（生じうる事件や事故を事前に防止するための予防的措置）、個別の危機管理（発生した事件・事故や災害を最小限にとどめるための対応）、事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり、復旧、復興する観点から、引き渡しや心のケア、原因の調査と分析、再発防止策の策定）という3つのプロセスから危機管理を捉える。

1 事前の危機管理（生じうる事件や事故を事前に防止するための予防的措置）

日ごろから、一人一人の児童への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検、訓練等により、危機の未然防止に向けた取組を行う。

過去に発生した自校や他校の事例、情報等から、発生の前兆等を明らかにして、危機の予知・予測に努める。あらかじめ「起こり得るかも知れない」ということが感じられたら、事前に十分に調べ情報を収集し危機を具体的に予測し職員で共有する。

- 2 発生時の危機管理（発生した事件・事故や災害を最小限にとどめるための対応）
- （１）適切な個別の危機管理（発生した事件・事故や災害を最小限にとどめるための対応）により，児童・職員の生命や身体の安全を守るとともに，被害を最小限にとどめるよう努める。
- （２）校長を中心に，対応方針及び具体的な対応と担当者の確認を行い，被害者の救護，二次被害の防止，保護者・関係機関への連絡，マスコミへの対応等を，誠意をもって迅速に行う。事故対応の記録を残し，現場保全を行う。
- 3 事後の危機管理（緊急的な対応が一定程度終わり，復旧，復興する観点から，引き渡しや心のケア，原因の調査と分析，再発防止策の策定）
- （１）被害児童や保護者の心情を第一に考え，家庭訪問を行ったり，関係機関と連携したりして，被害児童の心身のケアに努める。
- （２）事態への対応を振り返り，課題を整理した上で，再発防止に向けた対策，通常の学校生活再開（継続）に向けた取組を開始する。

第2章 事前の危機管理（予防的措置）

I 点検

1 計画的な点検の実施

- （１）学期に1度ずつの安全点検
校舎内及び学校敷地内を全職員で分担し，学期に1度ずつ設定した項目に沿って安全点検を実施する。危険が認められた場合は，早急に修繕や児童への指導等の取組を行う。

安全点検表								
〈No.1〉 点検日 令和 年 月 日 点検者名 _____								
場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /	
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況
普通教室	1	出入口の扉は，なめらかに開閉できるか。						
	2	窓の開閉は軽くできるか。						
	3	窓枠・手すり等は，外れやすくなっていないか。						
	4	窓・戸棚・扉などのガラスが，割れていないか。						
	5	天井の板が落下しそうになっていないか。						
	6	地震などの振動で，時計・小黒板・電灯・額・スピーカー・テレビ・棚の上の物が落下するようなことはないか。						
	7	地震などの振動で，戸棚・本棚・オルガン・ストーブなどが移動したり，倒れたりはないか。						
	8	出入口付近に，避難などの際，障害となる物はないか。						
	9	床や腰板などにくぎ，びょうなどの危険物はないか。						
	10	電気のコンセントの破損はないか。						
組	11	ロッカーや掃除用具入れの扉などの破損はないか。						

		安 全 点 検 表							
〈No.2〉		点検日 令和 年 月 日 点検者名							
場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /		
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	
特別教室 理科室・保健室	1	出入口の扉は、なめらかに開閉できるか。							
	2	窓の開閉は軽くできるか。							
	3	窓枠・手すりは、外れやすくなっていないか。							
	4	窓・戸棚・扉などのガラスが、割れていないか。							
	5	天井の板が落下しそうになっていないか。							
	6	地震などの振動で、時計・小黒板・電灯・額・スピーカー・テレビ・棚の上の物が落下するようなことはないか。							
	7	地震などの振動で、薬品戸棚・標本・模型などが移動したり、倒れたりはないか。							
	8	地震などの振動で、薬品戸棚の倒壊・薬品の落下によるガス発生や発火の恐れはないか。							
	9	出入口付近に、避難などの際、障害となる物はないか。							
	10	床や腰板などにくぎ、びょうなどの危険物はないか。							
	11	ガス栓・水道蛇口・排水口・電気設備・コンセントなどの破損はないか。							
	12	毒物や劇物などの保有量を、正しく使用簿に記入し、管理されているか。							
	13	危険薬品類(自然発火性・引火性の薬品)は、冷暗所に厳重に管理されているか。							
	14	ガラス器具や刃物類などは、安全に管理されているか。							
	15	消火器などの消火設備が整い、緊急時に使用できるか。							
	16	ロッカーや清掃用具入れの扉などの破損はないか。							
	17	部屋の施錠は、できるか。							

		安 全 点 検 表							
〈No.3〉 点検日 令和 年 月 日 点検者名 _____.									
場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /		
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	
特別教室 図工室・音楽室・技術室・調理／被服室・図書室・視聴覚室・会議室	1	出入口の扉は、なめらかに開閉できるか。							
	2	窓の開閉は軽くできるか。							
	3	窓枠・手すりは、外れやすくなっていないか。							
	4	窓・戸棚・扉などのガラスが、割れていないか。							
	5	天井の板が落下しそうになっていないか。							
	6	地震などの振動で、時計・小黒板・電灯・額・スピーカー・テレビ・模型・石膏像・棚の上の物が落下するようなことはないか。							
	7	地震などの振動で、ピアノ・オルガン・ステレオなどの教育機器、冷蔵庫・ミシンなどが移動したり、倒れたりはないか。							
	8	地震などの振動で、書架・戸棚・食器棚などが移動したり、倒れたりはないか。							
	9	出入口付近に、避難などの際、障害となる物はないか。							
	10	床や腰板などにくぎ、びょうなどの危険物はないか。							
	11	ガス栓・水道蛇口・排水口・電気設備・コンセントなどの破損はないか。							
	12	刃物・調理用器具・木工用具・金工用具などは安全に管理されているか。							
	13	電動機械(粘土ろくろ・糸のこ・自動かんなど)は、安全に管理されているか。							
	14	戸棚の中の器具、用具などは、安全に管理されているか。							
	15	消火器などの消火設備が整い、緊急時に使用できるか。							
	16	ロッカーや清掃用具入れの扉などの破損はないか。							
	17	部屋の施錠は、できるか。							

		安 全 点 検 表									
〈No.4〉		点検日		令和	年	月	日	点検者名			
場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /				
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況			
廊下・階段・昇降口など	1	非常口や玄関などの扉の開閉はよいか。									
	2	窓の開閉は軽くできるか。									
	3	窓枠・手すりは、外れやすくなっていないか。									
	4	窓・戸棚・扉などのガラスが、割れていないか。									
	5	天井の板が落下しそうになっていないか。									
	6	周辺に歩行の妨げとなる物はないか。									
	7	床や階段は、滑らないように配慮してあるか。									
	8	手洗い場の前は、滑りやすくなっていないか。									
	9	地震などの振動で、時計・電灯・スピーカー・掲示板・額・棚や台の上などに置いてある物が落下するようなことはないか。									
	10	通路にある戸棚やげた箱類が壁面などに固定されているか。									
	11	火災報知器・消防用設備は、緊急時に使えるようになっているか。									
	12	非常口の明示や非常口通路の設備状況はよいか。									
	13	屋上への出入りについての管理は、できているか。									
	14	非常階段・防火扉・避難袋・避難はしごなどの整備状況はよいか。									
	15	給食運搬車が、勝手に動かないように配慮してあるか。									
	16	給食用エレベーターの管理はよいか。									
	17	通路と土間・運動場・校庭との接点で、大きい段差など、避難時の場合、妨げとなる場所についての安全対策は考えられているか。									

安全点検表

〈No.5〉 点検日 令和 年 月 日 点検者名 _____。

場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /	
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況
体育館	1	床板が、破損していたり滑りやすくなっていたりしていないか。						
	2	床や壁面にくぎ、画びょうなどの危険物はないか。						
	3	ろく木や鉄棒など固定された器具類の取り付け状況はよいか。						
	4	照明施設の取り付け状況はよいか。						
	5	卓球台、折りたたみ椅子などの整理状況はよいか。						
	6	窓ガラスが割れていたり、ガラス戸が外れそうになっていたか。						
	7	運動用具、倉庫などの整理整頓状況はよいか。						
	8	体育館の施設は、できるか。						
	9	電気施設、配電盤、コンセントなどの破損はないか。						
運動場	10	地面が、でこぼこしていたり、滑りやすくなっていたりしていないか。						
	11	石ころ、ガラス片、その他危険物はないか。						
	12	危険物を入れる箱が準備されているか。						
	13	運動の邪魔になる場所に植木や遊具などの施設がないか。						
	14	車の乗り入れに留意しているか。						
鉄棒	15	支柱が腐食していないか。						
	16	押さえネジがゆるんだり、なくなったりしていないか。						
	17	鉄棒がさびていないか。						
	18	鉄棒の高さは、適当であるか。						
	19	着地場所は、安全か。						
ぶらんこ	20	支柱が腐食していないか。						
	21	支柱はしっかり固定されているか。						
	22	鎖や鋼が外れそうになっていないか。						
	23	腰かけ板が朽ちていないか。						
	24	周囲に邪魔になる物はないか。						
	25	腰かけ板の下の地面が削れて水がたまりやすくなっていないか。						
すべり台	26	すべり台の板は滑らかになっているか。						
	27	くぎやボルトなど危険物はないか。						
	28	腐食している部分はないか。						
	29	急勾配でないか。						
シーソー	30	くぎやボルトなど危険物はないか。						
	31	腐食している部分はないか。						
	32	クッションとなるタイヤの破損はないか。						

安 全 点 検 表

〈No.6〉 点検日 令和 年 月 日 点検者名 _____.

場所	番号	点 検 項 目	1学期 /		2学期 /		3学期 /	
			良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況	良否 ○×	点検後の 措置状況
雲梯	33	支柱が腐食していないか。						
	34	支柱はしっかり固定されているか。						
	35	棒に亀裂やさびなどがいないか。						
登り棒	36	本体のぐらつきはないか。						
	37	棒に亀裂やさびなどがいないか。						
ジャングルジ	38	腐食している部分はないか。						
	39	溶接部のはく離はないか。						
	40	本体のぐらつきはないか。						
回転ジャングルジム	41	支柱が腐食していないか。また、ぐらつきはないか。						
	42	溶接部のはく離はないか。						
	43	周囲に邪魔になる物はないか。						
砂場	44	砂の量は、地面と水平か、またそれ以上であるか。						
	45	砂場の枠の高さは、地面と水平であるか。						
	46	木枠は腐朽していないか。						
	47	砂は、やわらかく耕されているか。						
	48	石ころ、木片、ガラス片などの危険物がないか。						
サッカーゴール	49	ゴールポストの腐食はないか。						
	50	溶接部のはく離はないか。						
	51	移動式ゴールポストは、確実に固定されているか。						
	52	ネットは破れていないか。						
バスケットボール	53	ネット巻歯車が壊れていないか。						
	54	リング固定ボルトは壊れていないか。						
	55	移動式のバスケットボールのゴールは、確実に固定されているか。						
柔剣道	56	畳表は破れていないか。						
	57	畳が移動しないか。でこぼこしていないか。						
	58	小手・面の破れはないか。竹刀が割れかけていないか。						
バックネット	59	ネットが腐食して破れていないか。						
	60	支柱が腐食してぐらついているか。						
踏切板	61	各段の支えが壊れていないか。						
	62	上段のマットの表面が破れていないか。						
	63	踏切板は滑りやすくなっていないか。						
	64	平均台はよく安定しているか。						

2 日常の危険箇所の発見

(1) 日常的な点検

定期的な点検に留まらず、日常の業務中も、教職員一人ひとりが児童の安全に関わる問題がないか、注意を怠らない。問題を感じた箇所があった場合は、すぐに改善または応急処置を行い、管理職に報告を行う。

(2) 通学路の安全確保

P T A安全安心部の皆さんに、通学路の安全安心パトロールをしてもらい、通学路の危険について情報を提供してもらっている。教職員による点検結果と合わせて「危険箇所」を明らかにし、市教委へ報告するとともに、自治会や地域づくり協議会と連携して改善に取り組んだり、児童に注意を促したりする。

～令和 5 年 5 月報告の危険箇所～

【雨天時に増水や冠水等で児童の登下校に危険がある箇所】

- 白江野用水（北江島町七～八丁目）：フェンスがなく用水路に入りやすい。
ゼンリン地図 226I-J5
- 東江島町と南若松町の間：増水時、溝と道の境界が分からなくなり危険。
ゼンリン地図 248G-H1-2

【児童の登下校で憂慮される状況が見られる箇所】

- 岸岡町 2570 付近（岸岡山緑地公園へいく細い道）：人通りが少ない。
ゼンリン地図 240H1
- 中江島町 8-18（地藏堂の西踏切）：道幅が狭く、人通りが少ない。
ゼンリン地図 248B4
- 岸岡町（CNS 方面から北江島町への道）：道幅が狭く自動車が多い。
ゼンリン地図 226G1-239
- 東江島町 23-15（愛宕小学校前信号）：信号無視をする自動車が多い。
ゼンリン地図 248E2
- 東江島町 18-23（江島 6 丁目自治会集会所東の信号）：信号無視車両が多い。
ゼンリン地図 248C4
- 線路わきの道～アンダーパスの上～東江島町 17 付近の線路沿い道
ゼンリン地図 259～248
- 塩浜街道上の横断歩道（北向きの道が緩くカーブ）
ゼンリン地図 240 H5
- 岸岡町（フジクラ南側の墓地周辺道路 道幅が狭く人通りが少）
ゼンリン地図 226H4 - I 5
- 原永公園付近の海岸通り（人通りが少）
ゼンリン地図 248J1-J3
- 北江島町 1-25～東江島町 23-15 踏切から街道への通学路、児童多数
ゼンリン地図 248E2
- 北江島町 13 伊川建具店付近（伊勢街道との合流地点で車が多い。見通しが悪く、車から児童の確認がしにくい。）
ゼンリン地図 239J5

(3) 交差点等での登校の見守り

週 1 回愛宕地区の民生・児童委員さんと P T A安全安全部の皆さんに交差点等に立っていただき、児童の登校を見守ってもらっているが、それ以外の日は、登校の見守りボランティアが不足していることが課題である。学校職員も月に 1 度の登校指導に危険箇所に立っているが、地域の皆さんに働きかけてボランティア協力者を増やしていくよう取り組む。

3 事故等の情報を生かした点検

過去に、校内で児童がケガをした場所については、問題点が改善されているか、担当者が日常的に確認を行う。また、保健室のデータから児童がケガをした場所を集計し、事故原因を明らかにして、それに基づいた対策を講じる。

【窓の破損で中学年児童が手首に大けがをした事故（令和3年1月）を受けて】

➡ 児童の手が楽に届かない高さに鍵の位置がある場合は、教員が施錠を行うことを全校で確認した。（令和3年4月）

現在、本館の教室・廊下、南館1階の廊下と一部の教室の窓にはガラス飛散防止シートを張り、ガラスが破損した際にガラスが飛び散ったり、児童がケガをしたりすることがないようにした。今後、未施工の普通教室とその前の廊下に順次ガラス飛散防止シートを張っていく。

（令和6年度内 施工完了予定）

4 関係機関と連携した点検

専門業者による年1回の遊具点検を実施する。（三学期に実施予定）

Ⅱ 児童の訓練（避難及び対応）

- （1）目的を明確化した訓練
- （2）地域関係機関等と連携した訓練

【避難訓練計画】令和6年度

- ・火災避難訓練（4月）
- ・不審者対応・校内での児童引き渡し訓練（6月）
- ・地震・火災避難訓練（9月）
- ・地震・津波避難訓練・避難先での児童引き渡し訓練（10月）
- ・防災学習（地震・津波避難訓練）（3月）

Ⅲ 教職員研修

- （1）児童の安全を守るために必要なこと、行ふべきことの全職員での共有
 - ・窓の鍵を閉める等、子どもが伸び上がったり跳び付いたりする必要がある作業はさせない。
 - ・学年担任間で、子どもの実態に即して十分な協議を行い、起こり得る事故を予測する。十分な安全確保ができない場合は、これをさせない。
 - ・子どもに活動・作業をさせる際には、当該学年での指導内容（レベル）をしっかりと把握し、活動前に使用する器具・道具の安全な使い方や使用中の注意事項を十分に説明する。

体育：器械運動用の器具 理科：実験・観察用の実験用具

図工；工作時の工具 家庭；調理実習や裁縫実習用の調理器具や裁縫道具

- （2）一人ひとりの役割分担を明確にした実地訓練，実技講習の実施
 - ・ 救急法講習会 ・ 事故対応訓練 ・ 不審者対応訓練

IV 安全教育

- (1) 安全に対する関心を高め、自ら安全を守ろうとする資質・態度の育成

全学年において、子どもたちが安全についての意識を高めることができるように留意しながら教育活動を行う。また、安全・防犯教育について重点指導学年を設定して指導を行う。

【安全・防犯教育 重点指導学年】

令和6年度			
1年	交通安全	不 審 者 対 応	情 報 モ ラ ル
2年	万引き		
3年	交通安全		
4年	交通安全		
5年	万引き		
6年	薬物乱用防止		

＜指導上の留意点＞

- ・児童自身が、日常生活の様々な場面において、どのような危険が潜んでいるかに気付き、その危険がどんな事故等を招くのかを予想し、その事故等を避けるためにどのように対応するかを考える等、危険予測・回避能力が育つように指導を行う。



【あんしんの家マップ】PTA作成

- (2) 地域の安全マップの全校への周知

学期1回の地区別児童会で「子どもを守る家」を確認する。

- (3) 月別生活指導目標の設定（令和6年度）

職員会議で、毎月我的生活目標と取組内容を全教職員で確認するとともに、前月のふりかえりを行い、学校全体で落ち着きのある校内環境や児童の生活態度の育成に、努める。

4月	元気にあいさつをしよう。	11月	ろうかを歩こう。
5月	ろうかを歩こう。	12月	すみずみまでそうじをしよう。
6月	はきものをそろえよう。	1月	自分から元気にあいさつをしよう。
7・8月	静かにそうじをしよう。	2月	ろうかを歩こう。
9月	こまめに水分補給をしよう。	3月	整理整頓をしよう。
10月	けがをしない安全な生活を心がけよう。		

第3章 事故・災害発生時の危機管理

I 事故・災害発生時の対応の基本

- 1 基本となる初動（児童が大きなケガをしている場合）

事故の発見

- (1) 安全の確認（周囲の状況を確認する。）
- (2) 負傷者の状況確認（意識の有無、ケガの状況把握）
- (3) 応援の要請

事故発生

- ① 大声で近くの職員を呼ぶ。
- ② 職員室への通報（AEDの手配，救急車の要請）を依頼する。
 - ・ 職員が近くにいない場合は，（複数の）児童に通報を指示。
- ③ 他の児童の安全確保（安全な場所への移動指示）

負傷者の手当

- (1) 呼吸の確認（胸骨圧迫，人工呼吸）
 - (2) 止血（直接圧迫止血法，感染への配慮）※¹
- 頭頸部外傷（意識障害等の確認）※²

※¹ 傷口の上に清潔なガーゼ，ハンカチ，タオル等を当て，骨に向かって圧迫する。感染予防のため，血液に直接触れないようにし，できるだけビニール手袋やビニール袋を使用する。

⇒ 止血に必要な用具を各教室に準備しておく。

（汚物処理セット内：黒板横の棚に入れておく**全校統一**）

※² できるだけ動かさず，最悪の事態を想定して，迅速な対応を行う。

応援，連絡

- (1) 現場の応援（校長，教頭，養護，在室職員，その他），連絡係（事務）
- (2) 救急車の要請（第一発見者等で直ちに判断）
- (3) 保護者，市教委への連絡（校長，教頭，養護で協議）
- (4) 校内体制の確立（校長，教頭⇒職員，全校児童への指示）
- (5) 関係児童及び目撃者への聴き取り（複数の教員で）

出血多量，頭頸部外傷，意識不明（意識朦朧），記憶障害，アナフィラキシー症状
 ➡ 発見職員，養護教諭，管理職等で迅速に情報を共有し，素早く救急車の要請（教頭）へつなげる。救急車の入校は，速やかな搬送のため運動場青門からとし，本館正面玄関前に停車させる。

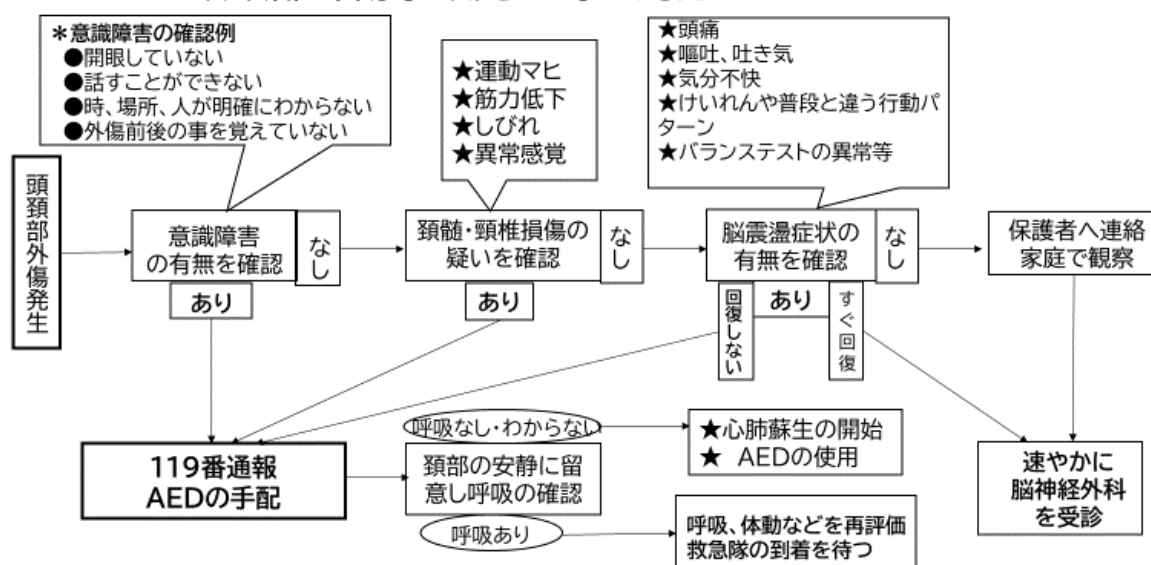
（青門の開閉，救急車の誘導：労務員，事務職員）

※ 頸部より上の症状については，最悪の事態を想定し，迅速に対応する。頭頸部外傷により，出血や嘔吐，傾眠，脳震盪等の症状がある場合は，ためらうことなく，直ちに救急車を要請する。

大したことがないように見える場合も，すぐに保護者へ連絡する（担任）。

2 頭頸部外傷発生時等のけがの対応

頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート



※ 頸部より上のケガについては、必ず直ちに保護者へ担任が連絡を入れる。

※ 保健室来室状況個人票^{※2, 3}等により、担任、養護教諭、管理職の確実な情報共有を図る。

【事故直後の当該児童保護者への連絡】 担任、教頭、事務

担任または教頭、事務より素早く連絡。家庭環境調査票は、所定の位置に保管しておく。家庭環境調査票の緊急連絡電話番号及び校務支援システムの名簿の電話番号は、いつでも連絡がつながるよう最新の状態に担任がしておく。

保護者に搬送先の病院に行ってもらふ際は、保険証・診察代金・（あれば）病院の診察券の持参をお願いする。

【病院への搬送・救急車への同乗】 養護教諭、専科教員

病院への搬送・救急車への同乗は、養護教諭または専科教員が行う。その際、家庭調査票のコピー・携帯電話・記録用紙・筆記用具を持っていく。同乗者は病院で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは児童の付き添いを続ける。校長と担任は、他の児童を帰宅させた後、病院または自宅に向かう。

【事故現場での留意点】 発見者、担任、応援者

① 児童の生命・安全を最優先した対応（素早く的確な応急処置）

ケガをした児童は、止血等の応急処置をした後、（必要に応じて担架を用いて）素早く保健室または校長室へ連れて行って必要な処置を行う。

（担架の保管場所は、正面玄関奥の職員下駄箱横の壁に設置）

ただし、頭頸部外傷の場合は、動かさずに、その場で安静にさせ、養護教諭等の到着を待たせる。

② 組織的な対応（応援者の要請、必要な対応の割り振り）

発見者は、一人で対処しようとせず、すぐに周りの教員を集めて、対応を割り振り、組織的な対応を行う。とりわけ経験が浅い教員と学年を組んでいる場合は、学年主任や生活指導部教員、その他周囲の教員は、すぐに支援に入れるよう、日常的に気を配り、準備をしておく。（職員室で第一報を受けた職員は、直ちに校内放送等にて複数職員を現場に召集する。）

③ 二次被害の防止（その他の児童の安全確保）・事故状況の迅速な把握

担任または相担（学年主任）は、周囲の児童を安全な場所へ移動させ、事故状況について聞き取りと、心のケアを行う。

また、加害児童がいる場合は、校長室または職員室へ誘導し、事情を詳しく聞き取る。加害児童は、通常下校を避け、保護者に来校してもらって引き渡す。その際、保護者にできる限り詳しい事情を説明するとともに、今後の対応について助言する。（担任、学年担任、校長、教頭、生徒指導担当、その他）

④ 現場の保存・写真による記録（事故の状況や原因を検証するために）

事故現場は、事故の検証のために写真を撮って記録し、ブルーシートをかけて保存する。（校長、その他）

【校内体制の確立】 校長

校長（不在の時は教頭）の指揮のもとに、素早く対応組織（体制）を確認する。

＜対応組織と主な担当＞

① 情報の収集と整理・分析（担任、学年担任、生徒指導担当）

② 緊急対応方針及び対応策の検討・決定（校長、教頭、生徒指導担当）

③ 関係機関との連絡・調整（校長、教頭、事務）

- ・市教委・教育指導課（382-9028）教育支援課（382-9055）に第1報を入れる。
- ④ 情報・対応の記録（教頭）
 - ・事故の「基本調査の報告書」を作成する（事故翌日には、その段階でのものを完成）。そのために、全職員（内容・状況によっては関係する教職員）に、事故発生状況調査票※¹を配布する。

＜基本調査の報告書＞

報告書は、事実を正確に、時間を追って記載していく。あやふやなことや主観の混じったことは書かない。

- 1 状況（だれが・どこで・何を・どうした・どんなだ）及び時刻
発生日時、関係児童名、事故・事件の内容、被害の状況、発見者等を時系列で記録する。
- 2 学校・教職員の対処
- 3 動機・原因
- 4 事故・事件発生までの指導の経過等

- ・鈴鹿市教育委員会へは、市の書式に則り、事故報告書（生活事故：教育指導課宛，児童事故：教育支援課宛）を作成し、送付する。

【初期対応後の被害・加害児童保護者への連絡】 担任，校長，教頭

当該児童及び保護者の心情を第一に考え、随時情報の提供を行う。ケガをした児童の心身が安定するまでは、毎日、家庭訪問や電話で見舞い、学力保障のために適切な対応を行う。複数（担任・管理職・生活指導担当等）での対応を原則とし、状況説明を丁寧に行い、学校管理下で事故が発生したことに対する謝罪の意を素早く伝え、誠意をもって対応にあたる。

【他の児童及び保護者への対応】 校長，教頭，生活指導担当，担任

関係児童への聞き取りは、当日に行う。聞き取りは複数の教員で行い、事故発生状況調査票により、ただちに教頭に報告を行う。明らかになった内容は、随時当該児童及び保護者に報告する。

他の児童には、事故の概要を正しく伝え、誤った情報が伝わらないようにする。必要に応じて、緊急の全校集会を開いたり保護者会を開催したりして、事件・事故についての正確な事実やその時点までの対応、今後の方針等について説明する。

＜緊急保護者会の開催＞

教育委員会や学校運営協議会，PTA役員と協議し、必要と認めた場合には、次のことを目的に緊急保護者会を実施する。

- （1）事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- （2）学校の対応方針や今後の予定について説明し、保護者の要望や考えを聞いた上で、学校の安全・安心，学校運営の正常化に向けて、理解と協力を求める。

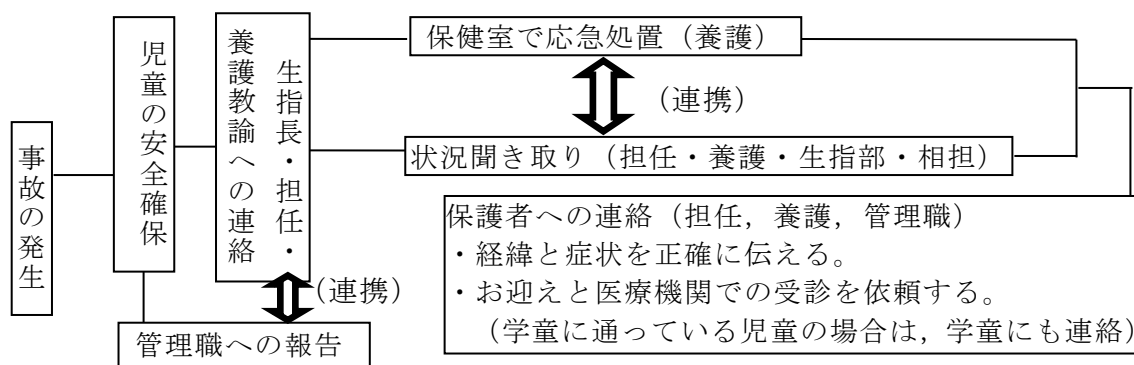
【学校運営協議会・PTA役員，自治会，民生委員等との連携】 校長

必要に応じて、学校運営協議会・PTA役員，自治会，民生委員等にも、事件・事故についての正確な事実やその時点までの対応、今後の方針等について説明し、意見を求める。

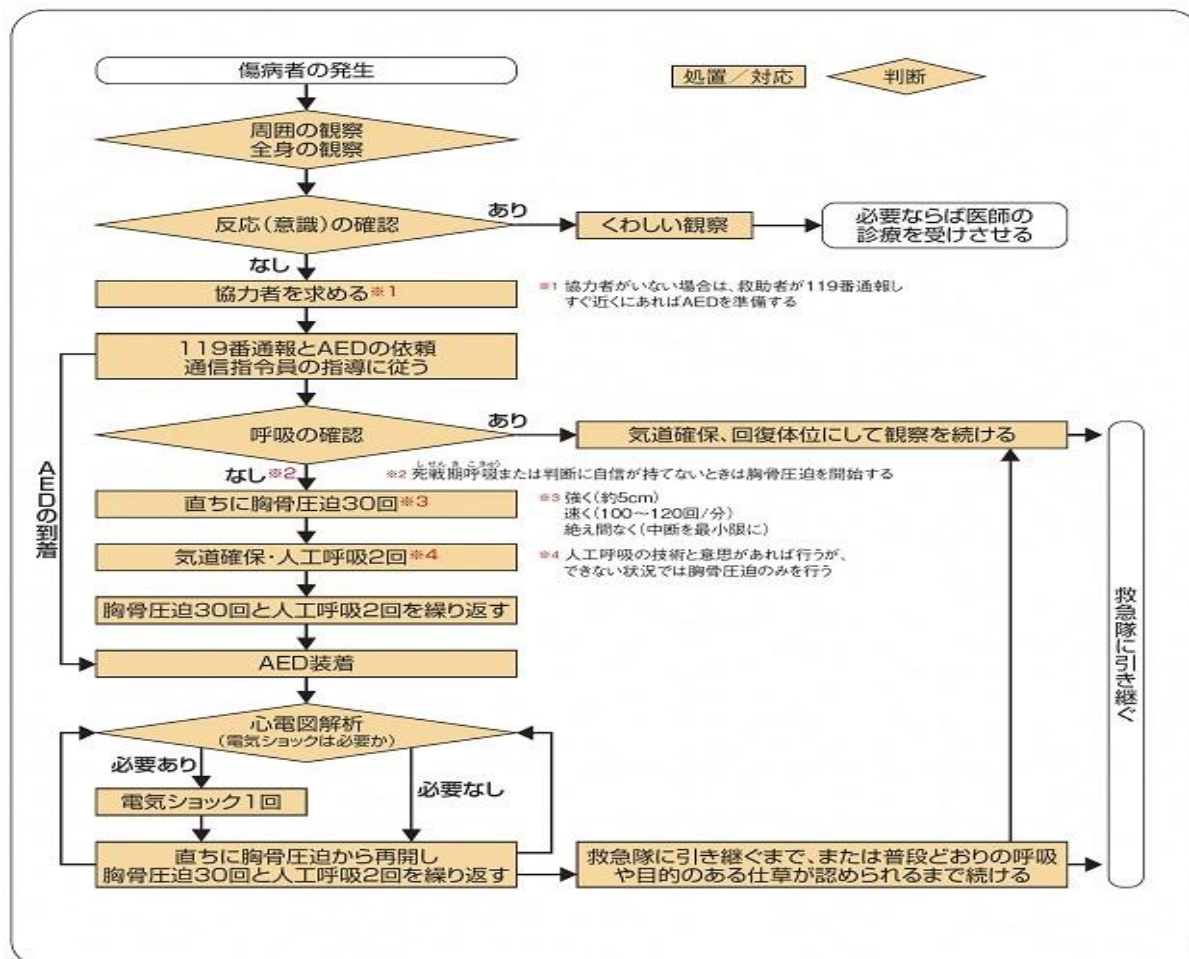
【報道機関への対応】 校長

- (1) 教育委員会から助言を得ながら、校長が対応する。
- (2) 個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故について事実を公開していく姿勢で対応する。
- (3) 公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める。
- (4) 取材要請があった場合、後で連絡をとる必要が出てくることもあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。
- (5) あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成するなどして、的確な回答ができるように準備する。取材要請が多い場合には、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。

3 ケガ・病状が軽い（緊急搬送の必要がない）場合の対応



- ※ 頸部より上のケガについては、必ず直ちに保護者へ担任が連絡を入れる。
- ※ 保健室来室状況個人票^{※2, 3}により、担任、養護教諭、管理職の確実な情報共有を図る。



【心肺蘇生法の手順】

(1) 反応（意識）の確認

大きな声をかけ、肩を軽くたたき、反応（意識）の有無を確認します。反応（意識）がなかったり鈍い場合は、まず協力者を求め、119番通報とAEDの手配を依頼します。



(2) 呼吸の確認

傷病者が心停止を起こしているかを判断するために呼吸を確認します。

- ① 呼吸を確認するために、傷病者の胸部と腹部の動きの観察に集中します。
- ② 普段どおりの呼吸がない場合、あるいはその判断に自信が持てない場合は、胸骨圧迫を開始します。このとき、呼吸を確認するのに10秒以上かけないようにします。



(3) 胸骨圧迫

心臓が痙攣したり停止したりして血液を送り出せない場合に、心臓のポンプ機能を代行するために行います。

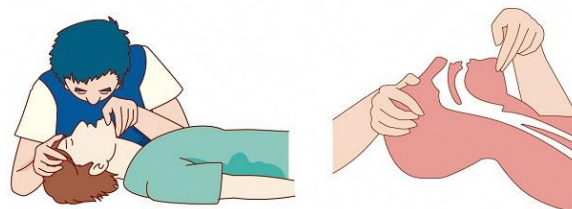
- ① 傷病者を固い床面に上向きで寝かせる。
- ② 救助者は傷病者の片側、胸のあたりに両膝をつき、傷病者の胸骨の下半分（目安は胸の真ん中）に片方の手の手掌基部を置き、その上にもう一方の手を重ね、上に重ねた手の指で下の手の指を引き上げます。
- ③ 両肘を伸ばし、脊柱に向かって垂直に体重をかけて、胸骨を約5cm（成人の場合※ただし、6歳以上の子どもを含む）押し下げる。
- ④ 手を胸骨から離さずに、速やかに力を緩めて元の高さに戻す。
- ⑤ 胸骨圧迫は1分間あたり100～120回のテンポで30回続けて行う。



(4) 気道確保（頭部後屈あご先挙上法）

一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先に当て、下あごを引き上げるようにして、頭部を後方に傾けます。（頭部後屈あご先挙上法）

頸椎損傷が疑われる場合は、特に注意して静かに行います。



(5) 人工呼吸（呼吸吹き込み法）

- ① 救助者は、気道を確保したまま、額に置いた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ。
- ② 救助者は自分の口を大きく開けて、傷病者の口を覆う。
- ③ 約1秒かけて傷病者の胸が上がるのがわかる程度の吹き込みを行う。これを2回続けて行う。（1回吹き込んだらいったん口を離し換気させる）
- ④ 人工呼吸を行った途端に呼吸の回復を示す変化がない限りは、直ちに次の胸骨圧迫に移ります。



※人工呼吸には特別な用具を必要としませんが、一方向弁付き呼吸吹き込み用具などの使用が可能であれば、使用します。

(6) 胸骨圧迫と人工呼吸

心肺蘇生を効果的に行うために胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせで行います。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。AEDを使用するとき以外は、心肺蘇生（特に胸骨圧迫）を中断なく続けることが大切です。人工呼吸をする技術または意思を持たない場合は、胸骨圧迫だけでも構いません。

気道異物の除去

のどに異物が詰まると、話しかけても返答ができないとか、のどをつかむような仕草をして、苦しい状態を示そうとします。傷病者が咳をすることが可能であれば、咳が最も効果的です。声が出ないか、十分に強い咳ができない場合は119番通報をしたうえで以下の手当を試みます。



✓ 背中をたたく

立っているか座っている場合

傷病者の頭をできるだけ低くし、胸を一方の手で支え、他方の手で左右肩甲骨の間を続けてたたきます。



寝ている場合

傷病者を横向きにし、胸と上腹部を救助者の大腿部で支え、左右肩甲骨の間を続けてたたきます。



子どもの場合

基本的には成人の場合と同じ要領で行いますが、いずれも力を加減して行うことが大切です。

★幼児の場合

素早く抱きかかえるか又は大腿部で支え、頭を低くして平手(手掌基部)で背中をたたく。



★乳児の場合

救助者は、自分の手で乳児のあごを支え、前腕にのせて頭の方を下げ、もう一方の手の手掌基部で背中の中をたたきます。



子どもに対する心肺蘇生

子どもに対する心肺蘇生は、基本的には成人の場合と同じですが、年齢によって体の大きさや体型が異なるために、多少手技の違いがあります。また、子どもは大人に比べ、窒息や溺水など呼吸器系の障害によって起きる心停止の割合が多く、この場合は人工呼吸がより重要となります。

★注意事項

○胸骨圧迫

幼児は、片手または両手で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、乳児は、中指と薬指で胸の厚さの約1/3くぼむ程度、押し下げる。圧迫のテンポは成人と同じ。

○気道確保

子どもの首は柔らかいので、後方に傾け過ぎないようにする。

○人工呼吸

肺容量が少ないので、吹き込む量の目安は、子どもの胸が上がるのがわかる程度にする。



(幼児の場合)



(乳児の場合)

✓ 上腹部を突き上げる

立っているか座っている場合

傷病者を後ろから抱くような形で、上腹部(へそのすぐ上、みぞおちより下方の位置)に握りこぶしを当て、もう一方の手でその握りこぶしを上から握り、瞬間的に手前上方に突き上げます。



この方法は子どもの場合も同じですが、乳児や妊婦には行いません。なお、行った場合は内臓を損傷している可能性があるので、窒息の状態がおさまっても必ず医師の診療を受けさせましょう。

✓ 胸部を突き上げる

★乳児の場合

乳児を仰向けにし、頭を下げ、後頭部と首(頸部)を支え、指2本で胸の真ん中(胸骨の下半分)を数回強く圧迫します。



これらの方法を行っている間に傷病者が反応(意識)を失ったときは、直ちに心肺蘇生(特に胸骨圧迫)を行います。

● エピペンのしくみ

青色の安全キャップ

視認性を高め誤注射を防ぐ安全機能

人間工学的に設計された握りやすい持ち手

しっかり握れて、持ちやすい

分かりやすいイラスト付き取扱説明

イラストが大きく使い方がすぐに分かる

開けやすいワンタッチ押し上げ式携帯用ケース

片手で簡単に開けられる



内蔵されたオレンジ色のニードルカバー

使用前も使用後も、針が露出しない(安全性が向上)



明るいオレンジ色の先端
先端(針先)がすぐに見分けられる

月 日 事故発生状況調査票

提出日時	月 日 () 時 分
記入者	

【注意事項】

- ※ 1 事故発生後、速やかに全職員に配付する。ただし、発生場所が限定的、かつ教職員がその場にいた場合は、その教職員にのみ配付する。
- ※ 2 児童から聞き取った内容なのか、自身が目撃した内容なのか（情報源）を明記し、図等も用いて詳細に記述する。聴き取り内容の場合は、聴き取り日時と場所、参加者を明記する。聴き取りでは、「いつ」「どこで」「だれが」「だれと」「なにを」「どのように」をしっかりと確認し、事象の進行の順序を正確に書き表して情報提供者に確認し、間違いがないようにする。
- ※ 3 記入後、速やかに教頭へ提出する。聞き取り等が中途の状態であっても、分かっている範囲の情報を記入して随時提出する。提出後に、新しい情報を掴んだ場合は、再度調査票を提出する。
- ※ 4 報告する内容がなかった場合は、「聴き取りをしたが情報なし」などと記載し提出する。



保健室来室状況 けが



※ 2

保健室来室状況 けが																							
ねん		くみ		なまえ																			
保健室にきた時間		月		日		曜日		時		分		退室時間		月		日		曜日		時		分	
いつ?	登校中	朝の時間	1限目	2限目	3限目	4限目	給食	掃除	5限目	6限目	放課後	下校中	不明	その他									
			休み時間	休み時間	休み時間	休み時間	休み時間		休み時間	休み時間													
どこで?	教室 ・ 廊下 ・ 階段 ・ 運動場（校庭 ・ 遊具） 体育館 ・ 通学路 ・ 家 ・ 不明 ・ その他（ ）																						
何をしているとき？ どのような原因で？																							
どこをけがした？											部位												
どうなった？	すり傷	きり傷	さし傷	つき指	だぼく	ねんざ	骨折	はなち	虫さされ	やけど	ささくれ	皮むけ	(その他)										
症状																							
どのくらい痛い？																							
処置内容	触診 ・ 洗浄 ・ 傷テープ ・ 冷やす ・ 湿布 ・ 固定 ・ トゲを抜く 止血 ・ 鼻柱 ・ 温める ・ その他（ ）																						
連絡事項	1. 保護者に連絡して病院を受診します 【保護者に連絡してください・（ ）から保護者に連絡済みです】 2. 保護者に連絡してください A. 今すぐ（状況説明と学校の対応について承諾や保護者の意向を確認） B. 家に帰るまでに（状況説明と経過観察のお願い） C. 放課後（状況説明と経過観察のお願い） 3. （ ）時間目終了後、再来室させてください 4. ひどくなるようでしたら、再来室させてください 5. 貸出をしています。返すように伝えてください（保冷剤・氷嚢）																						
その他 連絡事項																							

※連絡事項1、2の場合は原則管理職に報告する

 保健室来室状況  びょうき																							
ねん		くみ		なまえ																			
保健室に来た時間		月		日		曜日		時		分		退室時間		月		日		曜日		時		分	
どうした？		熱がある	頭がいたい	お腹がいたい	気持ち悪い	だるい	吐きそう	おうと	貧血	さむけ	その他 ()												
いつから？		登校中	朝の時間	1限目	2限目	3限目	4限目	給食	掃除	5限目	6限目	放課後	下校中	不明	その他								
				休み時間	休み時間	休み時間	休み時間	休み時間		休み時間	休み時間												
生活のようす		睡眠	昨日は何時にねましたか							() 時 () 分													
			今日おきたのは何時ですか							() 時 () 分													
		朝食	朝ごはんを食べてきましたか							食べた ・ 食べてない													
		排便	うんちは出ましたか							はい ・ いいえ													
		給食	給食は食べましたか							食べた(食べられそう) ・ 食べられない													
体温・脈		時 分				体温 () ℃				脈 () 回/分													
		時 分				体温 () ℃				脈 () 回/分													
処置・対応		教室へ戻る ・ 保健室で休憩 (時間) ・ 早退																					
連絡事項		1. 保護者に連絡して早退します 【保護者に連絡してください・ () から保護者に連絡済みです】 2. 保護者に連絡してください A. 今すぐ(状況説明と学校の対応について承諾や保護者の意向を確認) B. 家に帰るまでに(状況説明と経過観察のお願い) C. 放課後(状況説明と経過観察のお願い) 3. () 時間目終了後、再来室させてください 4. ひどくなるようでしたら、再来室させてください 5. 貸出をしています。返すように伝えてください(保冷剤・氷嚢)																					
その他 連絡事項																							

※ 3

※連絡事項1、2の場合は原則管理職に報告する

Ⅱ 個別の危機管理

1 学習活動等における事故

(1) 校内での各教科等の学習中及び休み時間等の事故

学習活動中の危険を予測して対策を講じておく。事故発生時はⅠ-1「基本となる初動」(p13)に沿って的確な対応ができるよう日頃から手順の確認をしておく。

① 体育

扱う運動の特性や児童に目指させる動きについて、しっかりと研究して解釈をもつことが指導の前提である。指導目標や学習内容、指導上の留意点について、学年担任で十分な打ち合わせを行ってから授業を実施する。

「器械運動」における事故防止について

- 1 使用する器具などでの怪我を防止するために、マット、跳び箱、平均台などの保管の仕方や運搬方法に配慮する。
- 2 跳び箱運動の指導の際には、児童の実態に応じた段階を踏んだ指導を心がけ、周囲にマットを敷いたり教員が横に付いたりすることで、安全を確保する。
- 3 鉄棒においては、棒の握り方をしっかりと教え、落下することがないように指導する。また、鉄棒の真下は、砂が敷いてあるか草地等になっている等、万一落下した際に、衝撃が緩和させるようにしておく。

「組み体操」における事故防止について

下記事項を基に、児童の実態に即した事故防止対策を十分図り、児童や保護者・地域等の理解のもと実施する。

- 1 児童の実態に即し、安全確保、事故防止の観点から、学校全体で段階的な指導計画及び実施内容の確認を行うとともに、事前に校内研修を実施するなど、事故防止に努める。
- 2 数週間の練習期間だけでなく、各学年の発達段階に合った指導の積み重ねの必要性を確認し、年間を通して体育・体育的活動の充実を図る。
- 3 実施にあたっては、過度に高さ等(※1)を求めることなく、実施困難と思われる場合は、「中止する」「技を変更する」など、児童生徒の実態に合わせて対応する。
- 4 事故が発生しやすい状況を全教職員で共通理解し、教職員による補助者の配置やマット等の必要な用具の活用を適切に行う。
- 5 事故発生時における応急手当等の学校体制の確立を図るとともに、事故発生時は、速やかな対応を行い、原因を検証し、再発防止に取り組む。

② 理科

- ・ 予備実験を行って、活動や実験の安全性について十分に確認する。
- ・ 換気には十分に注意し、火を扱う実験では、ぬれ雑巾を机上に準備させる。
- ・ カセットコンロを使用させる場合は、ガスボンベが正しく装着されているか授業者自身が必ず確認する。

③ 家庭科

- ・ 実習に際しては、手指の消毒、マスクの着用を徹底する。
- ・ 包丁庫のカギは教員が管理し、包丁を運ぶ際は、**バット**やトレイといった容器を使用する。
- ・ ガスコンロを使用させる際は、事前にガス漏れ等がないか点検をしておく。

④ その他の教科等

- ・ 小黒板が倒れてこないか、余分な机や台はないか等、教室の安全環境にも十分に気を配る。

(2) 校外での児童事故

① 事前準備

- ・ 大勢の職員の引率や、素早く現地に赴くことが困難な場合は、想定される危険への対策を事前に考え、十分な準備をして活動させる。

② 現地での対応 ※ 校内での児童事故に準じるが、大声で人を呼び、外部の協力者も集める必要がある。

- ・ けがをした児童の救護と他の児童への指導
- ・ 学校への連絡

③ 学校から現地へ職員の派遣

- ・ 事故の状況把握を行う。
- ・ 状況に応じて、救急体制をとる

④ 関係機関への通報（教育委員会、警察署、消防署、病院）

⑤ 家庭への連絡

⑥ 学校に残った職員を含め、全職員が事故とその対応について共有

2 生徒指導上の危機

(1) 交通事故

① 事故発生の報告

- ・ 事故発生の連絡を受けた職員は、直ちに管理職・担任・生徒指導担当に伝える。
- ・ 管理職・情報受信者は、複数の職員に現場へ向かうように指示する。

② 安全確保と状況の把握

ア 現場に到着した職員は、被害児童の負傷の状況を把握し、救急車が必要な場合には要請を行う。

イ 救急車が到着するまでは、手分けをして応急処置や現場にいる他の児童の安全確保を行う。

ウ 被害児童の名前、負傷の状況、救急車で搬送先を確認し、同乗者・連絡者を決めて、学校へ連絡する。残った職員は、現場検証に立ち会うなどして事故の状況把握に努める。

③ 保護者への連絡

ア 保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送された病院名を正確に報告する。

イ 速やかに被害児童を見舞うとともに、改めて事故の概要を説明する。

④ 教育委員会への連絡

- ・ 管理職は、事故の概要について、教育委員会へ第1報を入れるとともに、詳細が分かり次第、第2報を入れる。

(2) 健康に関わる危機

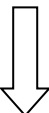
A インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等（令和5年5月8日より）

（学校保健安全法施行規則第18条 感染症の種類における「第2種」に該当）

① 日常の指導

学校は集団生活する場であり、感染症が発生したら集団発生する恐れが十分あるため、児童に対して感染症予防のための実践、手洗い・うがいや規則正しい生活習慣の形成ができるように指導する。また、免疫力を高めるために、運動の励行、栄養・休養・睡眠などを適切にとるよう指導、保護者への啓発を行う。

【学校における感染症発生時の措置】

状況	感染症	保健所	学校医	学 校	市 町 等 教 育 委 員 会	県 教 育 委 員 会 (保 健 体 育 科)	備 考
初 発  措 置 出席停止 臨時休業 	①第一種及び結核、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症の発生			報 告 (市町立学校) 電話 出席停止開始報告 (システム入力)			<市町立学校> 第一報を電話で報告。必要に応じて継続期間中も状況を報告。 ※②の内、インフルエンザ以外の感染症が集団発生した場合は、速やかに、市町等教育委員会から県教育委員会へ連絡。
	②第二種（結核、麻しんを除く）、第三種（腸管出血性大腸菌感染症を除く）の発生			出席停止報告 (システム入力)			
				集団発生 (市町立学校) 電話 臨時休業の相談 臨時休業報告 (システム入力) 資料提供 出席停止報告 (システム入力)	決定		・臨時休業の決定は設置者が行う。(学校保健安全法20条) ・報道関係へ資料提供する場合は、県教育委員会へ事前に報告。 ・学校保健安全法施行令第7条による報告。
終 息	上記①			終息報告			終息報告を行う。

B 異物混入

① 事故発生に備えた学校の体制の確立

(配送前)

ア 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底し、確実に記録するとともに、専用容器に移し替える。

イ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール

袋の切片等の使用前後の点検をする，調理の各過程で異常がないか確認する，調理場に不要物を置かない等，異物混入が起きないように最善を尽くす。また，食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し，害虫・頭髮等の混入についても予防する。

ウ 調理後配送までの管理を徹底する。

(検食)

ア 検食責任者（校長等）が，原則児童の喫食30分前までに検食を行い，結果を記録する。

(各学年教室前へ配送後)

ア 労務員と調理員が各学年教室前廊下に給食台車を配置した後は，各学年担任の管理下となる。12時過ぎに配置が行われるため，廊下に不審者等がないか状況に気を配る。また，4限授業中に保健室・トイレ等に行く児童があった場合は，廊下での様子を見守ることとする。

(学級での配食時)

ア 担任は教室の衛生環境に気を配るとともに，食器・食缶の場所，配膳の方法，児童の状況等に注意を払い，異物混入の有無に気をつける。

(喫食時)

ア 担任が食事指導を行い，児童が喫食時に異物混入を報告した場合，速やかに対応する。

② 事故発生時の対応

異物混入の判明時期に応じて連絡体制・処置・報告等を整備する。

(配送前)

ア 調理場の施設長は，校長・栄養教諭等に速やかに報告し，給食の提供についての判断を行う。その際，電話で教育委員会へ第1報を入れ，対応策等（給食中止や献立変更）について指導・助言を受ける。混入物によっては，学校医，学校薬剤師にも連絡し，対処方法について指示を受ける。

(検食)

ア 異物の混入状態から，給食の提供について判断をし，献立に変更がある場合等には，直ちに栄養教諭等や調理場，学級等に連絡する。

(学級での配食時)

ア 異物発見時の状況（食器・食缶の場所，配膳の方法，児童の状況等）を確認するとともに現物を保管し，管理職に状況を報告して他の学級に知らせる。

(喫食時)

ア 担任は，当該児童の健康状態を確認し，学級の児童に対して該当献立を食べないように指示するとともに，管理職に状況を報告する。

イ 管理職等が直ちに校内放送を使用し，児童・教職員に対して該当献立を食べないように指示するとともに，他の学級の状況を把握し，教育委員会に第1報を入れる。

ウ 異物発見時の状況（食器・食缶の場所，配膳の方法，児童の状況等）を確認するとともに，現物を保存する。現物は，混入時の状況（食器等に入った状態等）を把握するために，発見当時の状態を維持した状態で保存する。

エ 児童の健康状態や対応などについて，学校全体の状況を時系列にして取りまとめ記録しておく。

③ 児童・保護者への対応

ア 必要に応じて，学級指導や全校集会等を通じて児童の不安解消に努める。

イ 保護者に対して，文書等で状況の報告と今後の対応，再発防止について説明する。

④ 事後措置

- ア 原因究明を行い、再発防止に努める。
- イ 児童・保護者の不安を解消し、心のケアに努める。

C 食中毒

学校給食及び調理実習等による食中毒は、集団的・突発的に発生する場合が多いことから、関係機関と連携を保ちながら対応を行っていく。

① 情報収集

担任は、欠席状況や出席者の様子・異常の訴え、早退者の状況を把握する。

② 児童への対応

ア 症状のある児童については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。

イ 健康な児童、症状のある児童共に精神的な動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する。

ウ 入院や欠席している児童については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに、児童の容態を把握する。

③ 関係機関との連携

ア 教育委員会へ第1報を入れるとともに、学校医・薬剤師・保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営について指示を求める。

イ 対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制作りに努める。

ウ 情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職があたり、窓口を一本化する。

④ 保護者との連携

事実を説明し、児童の健康調査・喫食調査・検便等の各種調査への協力依頼を行う。

⑤ 発生後の対応

ア 緊急の集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生週間の徹底等の健康管理に関する指導を行う。

イ 食中毒の発生原因については、関係機関による原因究明に協力し、その原因の除去、再発防止に努める。

D 食物アレルギーによるアナフィラキシー

① 事故発生の備えた学校の体制の確立

ア 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つ。

イ 児童がアナフィラキシーを起こした場合の対応や手順を決め、教職員間で共有する。

ウ 担任は、養護教諭、栄養教諭と連携し、年度当初に児童の食物アレルギーの状況を把握する。

エ 校長は、担任・養護教諭・栄養教諭と、給食をはじめ教育活動における対応を検討し保護者と合意する。必要に応じ、主治医と面談し情報を得る。

オ 毎日のアレルギー食を把握し、本人・保護者に伝えとともに、教職員全員が把握できるようにする（職員室に掲示）。

カ 給食時の「おかわり」はさせない。遠足、キャンプ、修学旅行、調理実習、学級会活動での飲食には特に注意を払う。

キ 年度当初に、心肺蘇生（AEDの使用を含む）エピペンの使用や応急手当等について、救急法の講習会を実施する。

② 事故発生時の対応

ア 発見者（担任）は直ちに、インターホン等で職員室（校長）に連絡し、救

急車を要請するとともに、養護教諭等複数の教員を教室に呼ぶ。その際、職員室養護教諭後ろ棚にある救急対応持ち出しセット（緊急対応ファイル）を運ぶ。【担任は離れない】

イ 児童に対し次の対応を行う。

- ・ 安静にさせる【動かさない】
- ・ 食べ物が口にある場合は除去する。
- ・ ショック体位（足側を15cm～30cm高く）気道の確保を行う。
- ・ 移動させる場合は担架等を使用する。

ウ 必要に応じ、エピペン注射、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
【躊躇せず】

エ 救急車が到着したら、救急対応ファイル記載の情報を伝える。

オ 他の児童には、動揺や混乱を鎮め、誤った情報が伝わらないように指導する。

③ 保護者・関係機関への連絡

ア 保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医や学校医に相談する。

イ 校長は、教育委員会へ電話等で第一報を報告し、後刻、文書にて詳細を伝える。

④ 事後措置

ア 校長は、外部への情報提供や、マスコミの取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化する。

イ 緊急の集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、アレルギーの正しい知識、経過について説明する。

⑤ 原因・対応等を分析し、その原因の除去、再発防止に努める。

E 熱中症

体温調整の不調、脱水症状等により、生命の危険にもつながることを考慮し、適正な指導に努める。

① 予防措置

- ・ 室温が適正に保たれているか留意し、エアコンや扇風機を積極的に活用する。
- ・ こまめな水分補給をさせる。お茶は毎日必ず持ってこさせ、授業中でも、のどの渇きを感じたらすぐにお茶を飲むよう指導する。
- ・ 衣服の適正な脱着ができていないか目を配る。
- ・ 炎天下での活動は、帽子を着用させ、できる限り短時間とする。活動後は、十分な水分補給をさせ、児童一人ひとりの様子に異常がないか気を配る。

② 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応を行う。

- ・ 暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合 ⇒ 「運動は中止」
- ・ 暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
⇒ 「激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止」

(3) 生徒指導上の危機（問題行動）

A 暴力行為

- ・ 当事者や周囲の児童への対応が必要となるので、複数の教職員で行う。
- ・ 負傷した児童に応急措置を行うとともに、直ちに職員室に応援を要請する。
- ・ 必要に応じて、救急車の要請と警察への連絡を行う。

① 状況把握

ア 児童の動揺を鎮めながら、当該児童・周囲にいた児童に状況等について聞き取る

イ 5W1Hに基づき、正確に事実を把握、記録する。（聞き取りシート）

② 全職員への周知

ア 事件の概要について、すべての職員で共通理解を図る。

イ 他の児童・保護者・地域の人々・報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

③ 市教委への報告

・ 教育指導課(382-9028)，教育支援課(382-9055)

④ 他の児童への指導

ア 児童の動揺が予想される場合には、当該児童の人権やプライバシーに配慮の上、事件について説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。

イ 説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

⑤ 保護者への対応

ア 保護者へ事故の発生、負傷の状況、搬送された病院名を正確に報告する。

イ 速やかに被害児童を見舞うとともに、改めて事故の概要を説明する。

B 窃盗（万引き）

① 状況の把握

ア 万引き連絡等が店舗等からあった場合
担任、生徒指導担当が現地へ赴く。

イ 万引き等の情報があった場合
担任、生徒指導担当が関係児童から聞き取る。
（聞き取りは、個別もしくは集団等、状況に応じて使い分ける。）

② 家庭への連絡

ア 家庭訪問、或いは学校へ招致し、状況を説明する。
校長、教頭、担任、生徒指導担当のうち複数で行う。

イ 保護者による店舗等への謝罪

③ 全職員への周知と全児童への指導

④ 市教委への報告 教育支援課（382-9055）

C 学級崩壊

① 授業ができる状態を取り戻すため、その学級に組織的な対応をしていく。

② その状況に至った要因・背景を分析し、解決策を担任とともに考えるなど、学校全体で担任を支援していく。

③ 保護者は、担任の指導に対する不信感を募らせていると考えられる。学校と保護者が改善のための具体的方策をともに考えていくような対応を行う。

④ 担任への支援体制の確立

ア 関係職員から情報を収集し、今までの経過や原因・背景を分析する。そして、今後の対応策を協議する。

イ ティーム・ティーチングや教科分担等を行う。

⑤ 児童への対応

ア 授業の成立を基本に据え、わかる授業を目指す。

イ 一人一人と向き合う機会を持ち、行為の背景に不満や悩みがある場合には、共感的に対応しながら、解決に向けてともに考える。

ウ 問題を起こす児童がグループ化している場合は、グループ指導と個別指導を丁寧に行う。

⑥ 保護者への対応

- ア 必要に応じて、保護者会を開催する。
 - イ 児童の人権やプライバシーに十分配慮しながら、現状を正確に知らせるとともに問題解決のための指導方針と具体的な対応策を説明する。保護者の意見も聞き、その対応策を協力して練り上げるようにする。
 - ウ 事前に、会の進行、協議内容等について保護者代表と協議しておく。
- ⑦ 教育委員会への報告と連携

D いじめ 人権侵害等

- 「愛宕小学校いじめ防止基本方針」（毎年更新）に沿って対処する。
- いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童の立場にたち、全力でその児童を守り問題解決を図る。
- 担任一人だけで解決しようとししない。
- ① 状況把握
 - ア 当該児童に個別に聞き取る。後に両者から聞き取る。
 - イ 担任、生徒指導担当、教頭等複数で行う。
 - ウ 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。
 - ② 家庭との連携
 - ア 家庭訪問、或いは学校へ招致し、状況を説明する。
担任、生活指導担当、教頭等複数で行う。
 - イ 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。
 - ウ 児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合うことを伝える。
 - ③ 全職員への周知と全児童への指導
 - ④ 市教委・関係機関への報告と連携
教育指導課(382-9028)、教育支援課(382-9055)

E その他

インターネットによる問題行動

- ・ 不適切な記事・画像等の閲覧
- ・ SNS への問題投稿、不正ログイン（なりすまし）

① 事故発生に備えた学校の体制の確立

- ア 教材の選択や使用については、学習指導要領等の趣旨・内容に基づき、児童の発達段階や心理的な影響等に十分配慮する。
- イ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合は、特定な見方や考え方に偏った取り扱いにならないようにする。
- ウ インターネット上の教材の選択や使用については、校長をはじめ教職員間で十分な共通理解を図る。
- エ 不適切に使用されている事実を確認した場合には、管理職による指導を行うとともに、市教育委員会に速やかに報告する。
- オ インターネットに接続可能なICT機器の児童の使用に当たっては、教職員の適切な指導のもとで行う。
- カ インターネットに接続可能なICT機器を教室の充電保管庫に保管する場合は、放課後は鍵をかけ、児童在校時には管理を適正に行う。
- キ SNSの危険性や、不正ログイン（なりすまし）の問題について児童に学習させる機会を設け、保護者と連携して未然防止に努める。

② 事故発生時の対応

- ア 担当教員は，事故発生を速やかに報告する（管理職，職員室，保健室）。
- イ 教職員は，学校カウンセラー，養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い，心のケアを行う。
- ウ 保護者へ事故の発生を連絡する。児童の状況や事故への対応の経過を伝える。必要に応じて学校医に連絡する。
- エ 医療機関での受診が必要な場合，必要な処置（同行，保護者連絡，校長訪問）を行う。

③ 保護者への連絡，教育委員回答への報告

- ア 校長は，事故の概要の第一報を教育委員会に報告し，事後の対応について協議する。
- イ 学校は，PTAの緊急役員会や保護者会の開催，家庭への通知等により，正確な情報を保護者等に連絡し，理解を求める。
- ウ 市教育委員会と連携し，原則としてマスコミへの情報提供を行う。

④ 事後措置

- ア 教職員は，学校カウンセラー，養護教諭等とともに精神的なショックを受けた児童に寄り添い，心のケアに努める。
- イ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに，校長は情報を整理して事故の原因を調査し，教育委員会へ事故報告を行う。
- ウ 教職員の情報共有については，原因究明や再発防止のため，要点をまとめ整理する。
- エ 事故の教訓を生かし，すべての教育活動を通して情報モラルの徹底を図る。
- オ マスコミ関係者の対応窓口を一本化する。

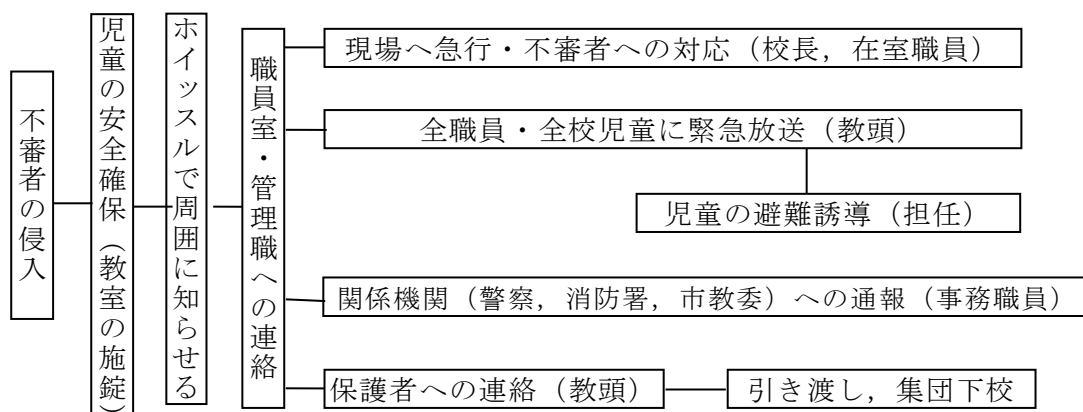
3 犯罪

(1) 不審者

【不審者侵入防止の3段階チェック】

段階	具体的な方策
A 校門	施錠管理，フェンス，外灯等の設置
B 校門から校舎入口	来訪者の誘導，誘導表示の掲示，死角の排除
C 校舎入口	受付での来訪者の確認・記名，名札

【緊急時の対応】



① 日常的な対応

- ・ 来客には声かけを行い，どのような用件か，どのような人物か等，関心をもって対応する。（危険物を持っていないか注意して見る）

「おはようございます」「こんにちは」「どうしましたか」「どちらにご用ですか」「職員室は・・・です」「ご案内いたします」

② 不審者等の侵入のおそれがある場合の対応

ア 不審者等侵入の可能性を示す情報を入手した職員は、校長・教頭等に速やかに連絡する。

イ 校長・教頭等は事実を確認し、状況を把握する。

ウ 状況に応じて、児童を避難させたり、緊急放送を行ったりする。

エ 状況に応じて、関係機関（警察・教育支援課 等）へ対応を要請する。

③ 不審者等の侵入があった場合の対応

ア ホイッスル（職員は常時名札とともに携帯）を吹いて周囲に知らせ、周りのものを投げたり、振り回したり、警報ブザーを鳴らしたり、大声で叫んだりして、侵入者の注意を児童からそらせる。

イ 近くの教室の職員や異常に気づいた職員は、インターホンや廊下の非常ベルなどを使って職員室に異常を知らせるとともに、児童の安全確保のために協力して対応する。

ウ 不審者が教室に侵入した場合は、職員が不審者と児童との間に入り、机や椅子で距離を取りながら、すきを見て児童を安全なところへ移動させる。

【子どもへの声掛け例】

「となりの教室へ行きなさい」「運動場に逃げなさい」等、大声で叫ぶ。

エ 校長・教頭等は状況を把握し、校内に緊急放送を行う。また、関係機関（警察・消防署・教育支援課）へ緊急連絡は事務職員が行う。

【校内放送】「本日のなかよしランチは、〇〇で行います。」

職員室の職員は、さすまた等をもって現場へ向かう。

（さすまたの設置場所：校長室4，本館2階クランク1，南館1階東端）

オ 不審者が侵入していない教室では、窓（廊下も）・扉の施錠をし、児童を机の下にもぐらせる。1階教室は、カーテンを閉める。（担任・児童で）

不審者が侵入していない校舎では、最寄りの教員が出入口、窓の施錠を行う。

カ 男性職員は、担任児童を他の職員に預け、現場の応援に駆け付けて対応する。不審者が移動・逃走した場合は、対応職員は笛を吹きながら後を追い、不審者の位置を知らせる。

キ 負傷者が出た場合は、養護教諭が指揮をとって救護にあたる。

ク 担任は、児童の人数・被害状況の確認を行い、インターホン等で職員室へ連絡する。

※ 不審者を警察に引き渡すまでは、児童の安全確保を継続する。

（2）連れ去り

① 状況把握（家庭へ連絡，行方不明に至る状況等）

② アルバムで本人確認

③ 関係者・機関への連絡

（当該家庭，市教委，警察署，学校運営協議会，PTA）

④ 搜索活動

ア 第1次搜索活動

担任及び職員室にいる職員で搜索

イ 第2次搜索活動

全職員による搜索

ウ 第3次搜索活動

PTAの出動要請

(役員・地区委員 → 全会員)

- ※・顔写真，着衣その他搜索に必要な情報を記した資料作成，配布（教頭）
- ・ 搜索の地区割り（地図に落とす）
 - ・ 搜索情報の管理（担当，連絡方法等）
 - ・ 休業日の場合
担任 → 校長（教頭）→ 全職員で搜索 → PTAで搜索

(3) インターネット犯罪

LINEやインターネット上の掲示板等での誹謗中傷

① 未然防止のための取組

ア 安全・防犯教育において，他者を思いやり，尊重し，自他の人権や生命を尊重する態度を育成する。とりわけ，6学年での「携帯電話・インターネットの正しい使い方教室」では，インターネット，SNS上の誹謗中傷は，刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり，警察の捜査が行われることもあることを伝え，自身の書き込み等が「誰かを傷つける内容でないか」「自分が言われたらどう感じるか」といったことを考えさせる学習を実施する。

② 事件発生からの対応

ア 被害児童や関係児童等から事実確認を行い，悩み苦しんでいる児童の気持ちをしっかりと受け止め，スクールカウンセラー等も積極的に活用して，被害児童の心のケアに努める。

イ 発見者，担任は，すぐに管理職に報告し，学年担任，生活指導担当，教育相談担当，養護教諭，人権担当，情報教育担当等と情報共有を行って連携して対応について協議する。

ウ 被害児童の保護者には，経緯や学校の対応，分かり得る情報を速やかに正確に伝え，今後の心のケア等について話し合い，理解と協力を求める。

エ 校長は，教育委員会や必要に応じて警察，地方法務局等の関係機関へ速やかに報告を行い，今後の対応について助言を受ける。

オ 加害者が児童の場合は，書き込み等をした背景や時間的な経緯等，できるだけ具体的な事実確認を十分に行う。聴き取りの際には，必ず複数で対応し，記録を残し，保護者へも説明を行う。教育委員会とも連携して，再発防止，厚生に向けた指導を行う。

(4) 児童虐待

日ごろから，子どもを注意深く観察したり，近所の人からの連絡にも耳を傾けたりして，虐待の早期発見に努める。

① 虐待が行われていそうと思ったら

- ・ 頭，腕，脚などに打撲・内出血・火傷等がないか観察する。
- ・ 顔色，服装，給食時に様子，臭いなどに変化がないか観察する。

② 子どもの変化に気づいた時には，早急に家庭訪問するなどして，家庭での様子や保護者の養育態度などについて把握する。

③ 自分だけで解決しようとししない。

- ・ 虐待の対応は困難である。虐待を疑ったら，問題が深刻にならないうちに解決することが大切である。管理職・養護教諭等に知らせるとともに，全教職員で対応する。

④ 民生児童委員・主任児童委員等と連携するとともに，子ども家庭支援課，児童相談所・教育支援課・福祉事務所・保健所に相談，通告する。

- ⑤ できる範囲での情報の収集とその記録を残す。

(5) テロ・有事

弾道ミサイル発射等による Jアラート作動時

＜方針・対応＞

弾道ミサイルが発射され日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により国から緊急情報が発信される。さまざまな場面が想定され、なおかつきわめて緊急を要する事態に対応した避難が必要となる。そのため、児童も自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。

ア 緊急情報が発信された場合、どのような場合でもまず避難行動をとる。

- 行動の基本は「姿勢を低くし、頭部を守る」
- 屋外にいる場合：近くの建物の中や地下に避難する。近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せる。
- 屋内にいる場合：できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動し、床に伏せる。
- 日本上空を通過もしくは日本の領域外の海域に落下した場合は、屋内避難は解除となるため、日常生活へ戻る。

イ 日本に落下する可能性がある場合

- ① 登校前
 - ・ 情報の収集や状況の確認をし、その後の対応を決める。決定後は速やかに保護者や教職員に連絡をする。
- ② 登下校中
 - ・ 出勤した教職員は、児童の安否確認にあたる。
 - ・ 登校した児童の安否確認、通学路の状況の聞き取りを行う。
 - ・ 登校していない児童の安否確認を、手分けして行う。
- ③ 在校中
 - ・ 校内放送等で、全校に避難行動をとるよう指示する。
 - ・ 事態の推移によっては、保護者への緊急連絡や児童の緊急避難の措置に備える。
 - ・ 児童の安全確認を行う。
 - ・ 授業の継続、下校措置、引渡し等の対応を判断する。
 - ・ 下校措置等の対応をとった場合は教育委員会へ報告する。
- ④ 校外活動中
 - ・ すぐに避難行動をとる。
 - ・ 引率者は情報収集の手段を確保しておく。
 - ・ 児童の安全確認を行い、学校に連絡する。
 - ・ 対応を判断し、連絡する必要がある場合は速やかに連絡をする。

4 災害

(1) 自然災害

A-1 地震（南海トラフ等の大地震：震度5強以上）・津波が発生した場合

ア 自宅にいるとき

臨時休業

イ 学校にいるとき



運動場へ避難 ↓ 被害状況に応じて下校 (引き渡しを含む)	江島総合スポーツ公園へ避難 (途中での引き渡しはしない) ※ 津波の到達時間により, 愛宕公園, 富士見ヶ丘公園で津波をやり過ごすことも考える。時間がなければ, 校舎3階へ避難する。
--	--

ウ 登下校中

「わたしと家族の防災カルテ」に記載された通り行動
学校へ登校した場合は、上の イ に準ずる

- ① 登校前に大地震が発生したとき
 - ・ 臨時休業とする。給食も実施しない。
- ② 登校途中で大地震が発生したとき
 - ・ 最寄りの安全な場所に避難し、地震がおさまったら、緊急避難場所に避難するよう指導しておく。(ブロック塀, 倒れやすいものに近づかない)
 - ・ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載された通り行動する。
 - ・ 学校へ登校した場合は下の ③ に準ずる。
- ③ 授業中に大地震が発生したとき
 - ・ 緊急放送を行い、全校児童・教職員に周知する。
 - ・ 第1次避難場所(机の下など)で待機する。
 - ・ 第2次避難場所(運動場)に避難する。
 - ・ 関係機関と連絡をとり、児童の安全確保に努めるとともに、保護者への引き渡しを行う。保護者の迎えに来るまで学校等で待機させる。
- ④ 大津波警報が発令されたとき
 - ・ 第3次避難
 - 江島総合スポーツ公園へ誘導

◆地震時の役割◆

総務・全体指揮	・ 校長	救助班, A E D	・ 養護
緊急連絡放送 人数把握	・ 教頭	搬出班 緊急連絡カード	・ 事務
避難誘導 人数確認(点呼)	・ 学級担任 ・ 授業担当者	避難経路確認 情報収集	・ 専科

◆校舎内確認◆ (令和6年度)

本館1階	労務員	南館1階	3年担任 2年担任 (東階段)	南館2階	1年担任(西階段)
本館2階	5年担任(西階段, 東階段)				
本館3階	6年担任(西階段) 4年担任(東階段)	まつかぜ	特支担任	運動場	管理職・専科

※ 南海トラフ地震に関する情報への対応

南海トラフ地震に関する情報が発表された場合、国から新たな防災対応が定められるまでの間、「情報収集に努める」対応をとる。

A-2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

ア 自宅にいるとき

1 週間の臨時休業

イ 学校にいるとき

津波の危険はない	津波発生または発生のおそれ
被害状況に応じて下校 (引き渡しを含む)	江島総合スポーツ公園へ避難 (途中での引き渡しはしない) ※ 津波の到達時間により、愛宕公園、富士見ヶ丘公園で津波をやり過ごすことも考える。時間がなければ、校舎3階へ避難する。

ウ 登下校中

「わたしと家族の防災カルテ」に記載された通り行動
学校へ登校した場合は、上の イ に準ずる

- ① 登校前に南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
 - ・ 1 週間の臨時休業とする。給食も実施しない。
- ② 登校途上で大地震が発生したとき
 - ・ 「わたしと家族の防災カルテ」に記載された通り行動する。
 - ・ 登校した場合は下の ③ に準ずる。
- ③ 授業中に南海トラフ地震臨時情報が発表されるとき
 - ・ 緊急放送を行い、全校児童・教職員に周知する。
 - ・ 関係機関と連絡をとり、児童の安全確保に努めるとともに、保護者への引き渡しを行う。保護者が迎えに来るまで学校等で待機させる。
- ④ 大津波警報が発令されたとき
 - 江島総合スポーツ公園へ誘導（震度5強の地震が発生した時と同様）

◆緊急避難場所(海拔9m以上は黄色)◆ 鈴鹿市 HP より

◆津波避難ビル			
愛宕小学校 4.4m			
◆避難地（一時的に避難する空き地など）			
江島総合スポーツ公園 9.9m	松池公園 8.4m	江島台公園 8.1m	富士見ヶ丘公園 21.1m
愛宕公園 8.2m	石橋公園 4.9m	東石橋公園 3.2m	鬼黒公園 4.4m
後端公園 3m	東後端公園 1.7m	江島丘公園 22.7m	打越公園 14.5m
桜の森公園 10.9m	愛宕小運動場 4.4m		
◆緊急避難所（一時的に避難する施設など）			
桜ヶ丘会館 24m	愛宕下会館 8.8m	江島六丁目集会所	打越公民館 14.7m

		4.7m	
岸岡町砂山集会所 5.6m			
◆避難所（長期間避難する施設）			
鈴鹿市武道場 11m	(AGF 体育館物資拠点) 6m		
愛宕小学校 4.4m	愛宕公民館 4.7m		



※ 津波警報が発令された場合は、最寄りの高台（富士見ヶ丘公園，打越公園，江島総合スポーツ公園，桜の森公園）に避難する。

B 台風（風水害）

暴風警報（含む「台風接近に伴う大雨警報」「暴風雪警報」「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」以下、「暴風警報等」）における登下校及び授業の実施は、以下の通りとする。

- ① 朝 7：00 現在，暴風警報等が発令されている時
 - ・ 午前中の授業は中止。午前 11 時まで自宅待機とする。

- ・ 給食はなし。
- ② 午前 11 時現在，注意情報が解除されている時
 - ・ 児童は，家庭で昼食を済ませ，その日の授業の準備をして，学校へ午後 1 時（13：00）までに着くように登校する。
- ③ 午前 11 時現在，注意情報が解除されていない時
 - ・ 学校は臨時休業とする。

- ・ 道路の冠水，河川の増水，がけ崩れ等，児童に登校させることが危険だと予想される場合は登校させない。また，その場合，保護者は学校に連絡する。
 - ・ 警報は出ていないが，学校長が児童に登校させることが危険だと判断した場合は，休校になることを緊急メール等で連絡する。

- ④ ア ただちに授業を中止，手分けをして通学路の安全を確認した後，教師の引率のもと一斉下校等により児童を速やかに下校させる。
- イ 安全に帰宅することが困難な児童や，家庭に誰もいない児童については，保護者と連絡が取れるまで学校で待機させる。
- ウ 学校で待機した方が安全な場合には，保護者に緊急メールで連絡し，学校で待機させ，下校時間を遅らせるか，保護者に学校まで迎えに来てもらう。

C 記録的短時間大雨

<方針・対応>

記録的短時間大雨情報発令時には，切迫する危険を回避するための適切な避難行動を基本とし，個人が状況に即して，適切な避難の時期や方法，避難する場所を選択する。また，気象情報や自治体が発する災害情報に十分留意する必要がある。

記録的短時間大雨情報が発表された場合は原則，学校に待機させ，児童生徒等は保護者等への引き渡しとする。

D 雷

気象情報等を基にして適切な措置を講ずる。雷を起こす積乱雲は非常に大きいため，例え遠くに聞こえた雷でも，すぐに対応する必要がある。

- ① 休み時間，体育等で屋外に児童がいる場合は，直ちに校舎内に避難させる。
 - ② 校外学習時は，最寄りの安全な建物内に避難させ，学校へすぐ連絡をとって対応を協議する。（予め，避難できる場所を選定しておく）
 - ③ 下校前の時は，雷の発生状況を収集し，下校を遅らせる等の措置を講ずる。
 - ④ 下校途中に雷が発生した時のことを考えて，次のことを指導しておく。
 - ・ 通学路途中の民家に避難すること。
 - ・ 木の下への避難は，危険であること。
 - ・ 突然，雷に遭遇した時は，体を丸くしてしゃがみこむこと。

E 大雪

<方針・対策>

- ・ 降雪あるいは積雪の情報については，関係機関等から情報を集めたり，各地区別に情報提供者（PTAなど）の協力を得たりするなどして，情報収集・提供の体制を作っておく。
- ・ 大雪警報発令時及び大雪時においては，適切な判断のもとに，「臨時休業」「始業時刻の変更」「緊急下校」等の措置をとる。家庭及び関係機関との連絡を確実，迅速に行う。

- ・ 緊急対応の措置をする場合は、教育委員会と連絡を取るとともに、措置の結果を報告する。
- ・ 学校の行った措置が、確実、迅速に家庭に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を整えておく。

- ① 始業前、子どもが家庭にいるときは、地域の実情により「臨時休業」「始業時刻の変更」等の措置をとる。
- ② 緊急下校をさせるとき
- ・ 通学路の安全確認及び道路状況をもとに学校長の判断で以下の対応をとる。
 - (ア) 通学路の安全が確保されたときは、下校させる。
 - (イ) 通学路が危険と判断した時は、児童の安全な下校方法が確認できるまで、学校待機とする。
 - ・ 緊急下校をさせるときは、通学路の降雪や積雪の状況を把握し、下校時期を判断し、通学路の変更をする等、適切な措置をとる。教職員の引率のもとに、集団下校の形態をとることが多いので、構成人員や役割分担、リーダーなどを決めておくとともに、日ごろからの指導をしておく。
- ※ 緊急下校時の安全指導における留意事項
- ・ 道路の凍結により転倒したり、車のスリップ事故に巻き込まれたりするので、歩行時は十分注意をすること。
 - ・ 積雪により通学路や危険個所（用水路、溝等）埋没に注意をすること。
 - ・ 吹雪により、前方や左右が見えにくいことがあるので、通学路の状況や車の走行に注すること。

(2) 火災

火災が発生した場合、下記の役割に従い初期対応を行う。

担当区分	担当者	任務
自衛消防隊長	校長	・ 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止等にあたりるとともに、火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告する。
副隊長	教頭	・ 緊急連絡放送を入れる。
通報連絡係	防災リーダー	・ あらゆるものを活用して発災を知らせるとともに、消防隊の誘導及び消防隊への情報提供を行う。 ・ 消防機関への通報またはその確認を行う。 ・ 避難してきた児童の人数を把握する。
初期消火係	各火元責任者 学年 1	・ 消火器等を用いて初期消火を行う。 ・ 各階の消火栓を用いて、消火を行う。
避難誘導係	授業担当 担任	・ 非常口を開放するとともに避難誘導にあたる。 ・ 避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡する。
救護係	養護 専科	・ A E D を運び出す。 ・ 負傷者の状況を把握し、応急手当を行う。
搬出係	事務 労務員	・ 緊急連絡カード等個人情報、重要な文書等を速やかに行う。

最終確認者 防災扉担当（令和 6 年度）

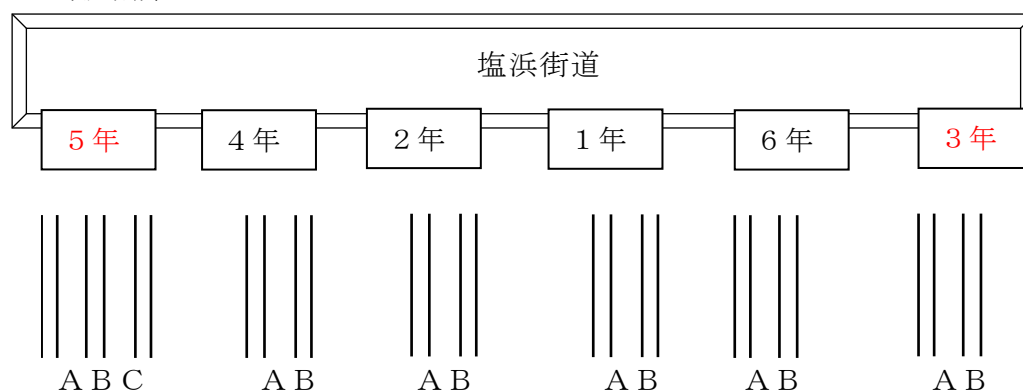
本館 1 階	・ 事務
本館 2 階	・ 5 学年主任

本館 3 階	・ 4 ・ 6 学年主任
南館 1 階	・ 2 学年主任
南館 2 階	・ 1 学年主任

A 初期対応の流れ

- ① 児童の避難：緊急放送，避難誘導・点呼
1 次避難を確実にいき，情報・状況に応じて 2 次避難に移る。
- ② 通報：防署に状況及び被害者数を報告する。
- ③ 初期消火：担当職員は安全の確保されたもとで，可能な限り初期消火に努める。
- ④ 重要書類等の搬出：緊急連絡カード等，個人情報や重要文書を搬出する。
- ⑤ 関係機関への連絡：警察，市教委（教育指導課 386-9028 学校教育課 386-7618）

B 避難場所



※ **原則避難する際には**，飼育小屋前に集合し，江島スポーツ総合公園への第三次避難に備える。

(3) 勤務時間外の災害への対応について

① 鈴鹿市災害対策本部及び支部の組織と所掌事務

部	班	所掌事務	班員
避難所対策部 ◎教育長 ○教育次長 ○参事	学校管理班 □教育総務課長 □学校教育課長 ◇教育指導課長 ◇教育政策課長 ◇教育支援課長	1 学校施設の災害対策に関する こと。 2 学校施設による避難所及び避難 地の応急供用に関すること。 3 救助用学用品の支給に関する こと。 4 被災児童・生徒に対する授業 に関すること。	教育総務課員 教育政策課員 教育指導課員 教育支援課員 学校教育課員 学校職員

(◎部長，○副部長，□班長，◇副班長)

② 配備体制

(あ) 第 2 非常配備（災害対策本部の設置）

状 況	対 応
-----	-----

A 初動 体制	ア．市内に大雨警報，又は洪水警報が発表されたとき。 イ．気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し，三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。	○ 特別に参集を要する校長及び教頭には，避難所対策部学校管理班から携帯電話に直接連絡を入れる。
B 本 体制	ア．市内に大雨警報，洪水警報，大雪警報のいずれかが発表され，被害の発生が予想されたとき。 イ．市内に暴風警報，暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。 ウ．市内に震度 4 及び震度 5 弱の地震が発生したとき。 エ．東海地震の強化域内に東海地震注意報が発表されたとき。 オ．県内（鈴鹿市を除く）に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 カ．遠地地震により，津波警報が発表されたとき。 キ．その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに，市長が必要と認めたとき。	

(い) 第 3 非常配備 (第 2 非常配備の拡充)

状 況	対 応
● 市長が第 2 非常配備の拡充を必要と認めたとき。	①第 3 非常配備となった場合，メールでその旨が配信される。 管理職は全員自動参集する。 ただし，災害の状況によっては勤務校以外の場所への参集もありえる。その場合は該当校の管理職に避難所対策部学校管理班から連絡が入る。参集後の連絡は学校電話を基本とするが，メールでの連絡もあるので定期的に確認をする。また，電話が不通の場合は防災行政無線等で連絡が入る。 ②校長が必要と認めたときは，職員の中から指名招集して従事させる。 ※ 学校の体育館等が避難所になった場合は，市の担当者に協力できる体制をとる。

(う) 第 4 非常配備となるとき (非常体制)

状 況	対 応
●市内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。 ●東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたとき ●津波警報又は，大津波警報が発表されたとき。 ●広範囲に災害が発生又は予想されるときに，市長が必要と認めたとき。	①管理職及び職員は自動参集する。 ②避難所対策部学校管理班から，校長に携帯電話や防災行政無線，校長会の連絡網等で参集の連絡をする。校長は職員全員に参集の連絡を入れる。 ※校長は，初動体制を確立するための要員として，比較的短時間で参集できる職員を予め決めておく。

※ 上記 (あ) ～ (う) いずれのときも，学校へ到着後は，庁内 LAN の掲示板及び避難所対策部学校管理班からのメール等を常時確認し，その指示に従う。

③ 非常配備時に行う業務について

- (1) 児童・生徒の安全確保
- (2) 災害に係る情報収集
- (3) 人的被害や物的被害の確認
- (4) 教育委員会等への被害の報告
- (5) 被害に対する対応
- (6) 教育再開に向けた対応
- (7) 避難所が開設されたときの対応
- (8) その他災害に係る対応

④ 被害状況報告等について

(1) 施設被害について

- ・ 校長は、被害状況を電話・メール等で、教育政策課へ報告する。
 - a 被害があれば確認した時点で報告。
 - b 震度5強以上の地震の場合、被害の有無に関わらず速やかに報告。

(2) 人的被害について

- ・ 校長は、児童生徒、職員、施設利用者で、軽傷、重傷、行方不明、死者があれば、電話・メール等で、学校教育課へ報告する。

(3) 児童生徒の自宅待機等の情報について

- ・ 校長は、始業時刻の変更、休校・下校措置等の情報を教育指導課へ報告する。

(4) その他

- ・ その他、特に連絡すべき事項があれば、学校教育課へ報告する。
- ・ (1)～(3)の報告は担当課のみへ報告する。複数課に同じ情報は不要。

5 学校の信頼性を損なう事態

(1) 教職員の信用失墜につながる行為

A ハラスメント

体罰、セクシャルハラスメント

① 状況把握(校長、教頭、当該教員・児童)

- ・ 年に2回、体罰およびセクシャルハラスメントについてのアンケートを児童(無記名の封筒に入れて管理職が開封)に実施する。

② 報告と連携(市教委、PTA会長)

③ 家庭への謝罪(校長、当該教諭)

④ 状況に応じて対応(児童・保護者等)

B 事故

交通事故、飲酒運転

① 日常的な交通事故防止に対する意識啓発

- ・ 交通事故に関係する新聞等の記事の掲示

② 交通事故防止研修の実施

(2) 業務執行における危機

A 教育課程

- ・ 学年毎に年間指導計画を作成し，市教委へ提出する。計画の確実な実施を学年部，研修部で確認し，学期毎に各教科の指導時間数をまとめて管理職が確認し，市教委へ報告する。

B 通信・HP・メール配信・報道

- ・ 通信の発行に当たっては，必ず起案を行い，管理職の決済を得ることとする。
- ・ HP・メール配信については管理者及び承認者を設定し，承認者の決済がなければ，HPへのアップ・メール配信ができない仕組みとなっている。
- ・ 報道等への対応については，窓口を一本化（校長，教頭）し，他の職員からは情報を出さない。そうすることで，公表内容に矛盾が生じて不信感が生じることがないようにする。

C 公金管理・会計処理（学年費，積立金）

- ・ 通帳による管理を徹底し，現金を手元に置くことは努めて避ける。
- ・ 出金，入金に際しては，出金印を校長が所持し，出入金票を作成して管理職の決済を必ず得る。
- ・ 学期毎に会計報告を管理職に行い，通帳，出納簿，出入金票，領収書，会計報告書を提出して承認を得た上で，保護者に会計報告書を配付する。

D 個人情報の保護

① 保護すべき個人情報の規定

児童及び教職員の個人及び家族に関する情報で，紙媒体及びデジタル情報をその範囲とする。

	児童の情報	教職員の情報
紙媒体の情報	指導要録，児童名簿，家庭環境調査，出席簿，成績情報，集金口座，健康診断の記録，健康管理個人票	職員名簿
デジタル情報	名簿情報，成績情報，健康情報，家庭環境，問題行動の記録	名簿情報

② 個人情報保護の考え方

- ア 情報の漏洩により，児童・保護者等が損害を受けることがないように細心の注意を払う。
- イ 通信，HP等で児童本人が公開を承認しても，個人が特定されたり不利益が生じたりする可能性がある場合には，必ず保護者の承諾を得る。
- ウ 情報セキュリティ研修を行い，情報が漏洩する可能性や防止の仕方について理解と実践力を高める。
- エ 万が一情報が漏洩した場合の対処方法について，職場全体で確認し，確実に実行できるようにする。
- オ 情報を管理する責任の所在を明確にする。
- ウ 個人が損害を受けた場合には，適切且つ速やかに対処する。

③ 個人情報の保護の手段

- ア 個人情報とは，使用目的を明確にし，必要最小限になるよう留意する。
- イ 教職員個々に配付されたパソコンのID及びパスワードは，他者に絶対に教えないようにする。児童や部外者の近くでログインする際は，ID及びパスワードを見られないように十分注意する。また，ログインした状態のパソコンを教室に放置したり，部外者が触れる機会が生じたりすることがないように気を付ける。

ウ HPや公務支援システムの管理者ID及びパスワードについては、担当業務及び職責の応じて、必要最小限の者に付与する。

エ クロムブックをログインしたままで、教室等の児童や部外者がいるところに放置しない。

- ④ 個人情報とは以下の場所（施錠できる場所）で管理保管する。

耐火書庫	指導要録 健康診断の記録 出席簿 通知票 進路情報 行動記録等
ファイリングロッカー	児童名簿 家庭環境調査票 名列票 保健連絡カード 引き渡しカード
教職員各自の職員室机及びロッカー（施錠できるもの）	成績情報 児童の学習記録 パソコン

- ⑤ USBメモリーやSDカード、CD、DVDといった記録媒体は、原則として使用しない。
- ⑥ 児童のノート、テスト等の個人情報の学校外への持ち出しは原則禁止する。やむを得ない事情で持ち出す必要がある場合は、必ず管理職の許可を得る。
- ⑦ 個人情報の紛失、盗難等の被害にあった場合には、直ちに管理職に報告し、指示に従う。報告を受けた管理職は、市教委に報告を入れ、対応を協議した上で、速やかに保護者等に連絡・謝罪を行う。

E 接遇

- ① 保護者、地域等からの相談・苦情は、どのような案件であっても、常に誠意をもって対応する。匿名の電話等であっても、こちらは名前を名乗り、丁寧な言葉遣いで落ち着いて対応する。
- ② まずは、相手の話を十分に聴き、主訴を把握するとともに、相手の気持ちを受け止める。相手の憤りを増幅させないように留意する。
- ③ カウンセリングマインドをもって話を聴く。積極的な傾聴、あいづち、繰り返し、要約、効果的な質問、相手の話を自分の言葉で言い換える（パラフレーズ）等を心がける。
- ④ 「たらいまわし」をされたという印象を与えないように気を付ける。相手が求める内容に対応しかねる場合は、いったん保留し、関係者と協議の上、こちらから電話をかけ直す。
- ⑤ 相手の名前や連絡先、回答の要・不要や回答方法の確認を行い、メモをして担当者に方法を確実に伝える。
- ⑥ 家庭訪問や面談をする際は、必ず複数で対応することを原則とし、話の内容を記録として残す。

F 教職員の健康管理

- ① 今日的背景
- ・ 学校の業務量増加、質の困難化（生徒指導・保護者対応・事務仕事等）
 - ・ 教員という職業の特異性：職位に差がない組織，子どもたちの模範となるべく理想を完璧に目指す必要の発生，個人で悩みを抱え込みやすい，こうすればいいという正解がない業務，突発的な業務が多い。
- ② 基本的な考え方（働き方改革の推進）
- ・ 健康的な生活により教職員が元気であることが、子どもたちの元気ややる気につながる。
 - ・ 家庭生活の充実，家族との時間の確保が，教職員のメンタルヘルスにつながる。

- ・ 「先生の仕事は、ブラックである」という印象を保護者や地域にもたせることが、教職員志願者の減少につながり、教育の質の低下につながりかねない。
 - ・ 時間外労働 45 時間を超えると、徐々に健康を害する可能性が高まり、心身の疾患（脳、心臓疾患）との関連性が強まる。また、時間外労働が 80 時間を超えると、健康を害することとの因果関係が強いという報告がある。
- ③ 具体的な取組
- ・ 時間外労働時間の上限ガイドラン（月 45 時間以内、年 360 時間以内）を厳守する。
 - 職員同士の声の掛け合いによる退勤時間の定着化
 - 管理職の面談による業務内容の確認と指導，業務軽減等の措置
 - 外部人材の活用，SSS 等加配職員の効果的な活用
 - ・ 学校・教師の業務について不断の見直しを行い，業務量の適正化に努める。
 - 行事や業務の見直し（効率化，縮減）
 - ・ メンタルヘルスの視点からも健康的な生活習慣を心がける。
 - 相談しやすい関係，一人で抱え込まず何でも相談する風土づくり

第4章 事後の危機管理

緊急的な対応が一定程度終わり，復旧，復興する観点から，引き渡しや心のケア，原因の調査と分析，再発防止策の策定をする段階

I 児童の保護者への引き渡し

事故・災害発生後，児童の下校の安全確保を図るため，集団下校させる，学校に待機させる，保護者に引き渡す等，状況を把握した上で学校長が判断を行う。その際には，その判断について保護者に緊急連絡メールで素早く知らせる。停電等により情報手段が遮断させること予想されるため，予め学校と保護者とで申し合わせをしておくことも必要である。また，必要に応じて学校が行う緊急対応へ，地域からの支援を得られるように，自治会，地域づくり協議会等と連携を深め，準備をしておく。

（1）引き渡しの判断材料

- ☐ 通学路に被害が発生していないか。
- ☐ 地域の被害が今後拡大する恐れはないか。
- ☐ 下校の時間帯に危険が迫ってこないか。
- ☐ 引き渡す保護者にも，危険が及ばないか。

（2）引き渡し手順の周知（教職員，保護者）

引き渡しの際には，一度に多くの保護者が集まり，混乱，錯綜することが予想される。そのため，予め引き渡しの手順を明確にしておく。

- 年度初めに，緊急時引き渡しカードの確認を保護者に依頼する。
- 引き渡しの手順についても，保護者に知らせておく。
- 引き渡しの訓練を年に一度は行う。

II 児童及び保護者の心のケア

事故等に児童が遭遇すると，恐怖や喪失体験等によって心に傷を受け，その時の出来事を繰り返し思い出す，遊びの中で再現する等の症状に加え，情緒不安定，睡眠障害等が現れ，生活に大きな障害を来すことがある。このような症状が，事故等の遭遇

後3日～1か月以上続く場合を「急性ストレス障害（ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故等の発生直後から児童や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努める。PTSDには、事後等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケース、最初は症状が目立たないケース、症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、長期に渡って児童を見守り、心のケアに努める。

被害児童等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切であるが、被害児童の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になったりすることがあり、心のケアが必要となる場合がある。このため、被害児童等の保護者には、なるべく早く不安を取り除くことができるように、丁寧に働きかけを行い、必要に応じて相談できる機関等を紹介する等真心をもって対応を行う。また、関係教職員に心身の不調がないか周囲の職員が気を配り、不調を早めに発見し、休養を促したり相談にのったりするよう心掛ける。

【PTSDの三大症状】

○持続的な再体験

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。
(フラッシュバック)

○体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺したような症状

- ・体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする。
- ・体験した出来事を思い出せない。
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。等

○感情・緊張の高まり

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない。
- ・物事に集中できない、極端な警戒心をもつ、些細なことで驚く。等

PTSDの予防・対応

- 普段の生活リズムを取り戻させる。
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、安心感を与える。
- 児童が嫌がることはしない。

心の健康状態の把握

- 保護者等の情報
- 保健室の来室状況
- 質問紙による調査
- 日常生活の健康観察

支援体制の確立

学校を中心として専門家（精神科医、
カウンセラー等）・地域の関係機関等と
の連携

（１）対応の際に特に留意すべき点

- 被害児童等の保護者への説明は、中心となる対応者を一本化し、矛盾した説明にならないように留意し、事実を正確に伝える。
- 被害児童等の保護者は、大きなショックを受け、不安を抱えている。そのため、家庭訪問等により継続してその心情に寄り添っていく。保護者の要望に応じて、

信頼できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を紹介し、相談・支援が受けられるようにする。

- 学校の管理下で発生した児童の事故等に際して、「災害共済給付制度」について、保護者に説明を行う。ただし、被害児童等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に説明を行うようにする。

Ⅲ 教育活動の継続（再開）

児童の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針・具体的業務内容を決め、教育活動の継続（再開）について決定する。事故等の被害の状況によっては、校舎が使えなかったり、必要備品が揃わなかったりすることもある。状況に応じた対応を検討する。

- 校舎内の安全な場所で学習スペースを確保する。校舎が使えない場合は、近隣の施設や他校を借用することもある。
- 事故等の発生現場の教育活動での使用はできる限り避けるようにする。
- 養護教諭やスクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮しながら継続（再開）の準備を進める。

Ⅳ 再発防止に向けた取組

事故の発生原因の究明やそれまでの安全対策の検証を行い、再発防止策を策定して危機管理マニュアルの見直し・書き足しを行う。

（１）事故の発生原因の究明・安全対策の検証

- 事故の「基本調査の報告書」に基づき、校内生活指導委員会、学校保健委員会によって、事故の発生原因の特定及び、これまでの安全対策の検証、再発防止策の策定を行う。それらを、鈴鹿市教育委員会、愛宕小学校学校運営協議会、関係児童保護者に報告し、助言・指導を求める。

（２）危機管理マニュアルの見直し・書き足し

- （１）に基づき、危機管理マニュアルの見直しを年度途中でも随時行う。
- 訓練での気づき、研修によって学んだこと、保護者や地域、関係機関からの意見等を生かして、危機管理マニュアルの不断の改善を行う。

